経過措置を設けた令和3年度介護報酬改定事項一覧

名称	対象サービス	
感染症対策の強化	全サービス	感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。また、指針を整備すること。
業務継続に向けた 取組の強化	全サービス	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を 継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るた めの計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研 修及び訓練を定期的に実施すること。また、定期的に業務継続計画の見 直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
認知症介護基礎研修の 受講の義務付け	全サービス ※無資格者がいない訪問 系サービス(訪問入浴介 護を除く)、福祉用具貸 与、居宅介護支援を除く	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。
高齢者虐待防止の推進	全サービス	虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期 的に開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必 要な指針を整備し、研修を定期的に実施すること。また、これらを適切 に実施するための担当者を置くこと。
施設系サービスにお ける口腔衛生管理の 強化	施設系サービス	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理 を計画的に行うこと。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師 の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る 技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。
施設系サービスにお ける栄養ケア・マネ ジメントの充実	施設系サービス	栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養 状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。
事業所医師が診療し ない場合の減算(未 実施減算)の強化	訪問リハビリテー ション	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に、例外として、一定の要件を満たせば、別の医療機関の計画的医学的管理を行う医師の指示のもと、リハビリテーションを提供することができる(未実施減算)。その要件のうち別の医療機関の医師の「適切な研修の修了等」について猶予期間を3年間延長する。

令和5年度末で経過措置を終了する 介護報酬の改定事項について

令和3年度介護報酬改定における改定事項について(厚生労働省HP



令和3年度介護報酬改定において、以下に掲げる7つの改定 事項については、令和5年度末(令和6年3月31日)までに 経過措置が終了する予定です。

当該経過措置の終了まで約6ヶ月となっておりますので、運営基準等を満たすことができているか、改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。

1 感染症対策の強化

委員会の開催、指針の整備、研 修の実施、訓練(シミュレー ション)の実施等を義務化。

3 認知症介護基礎研修 の受講の義務付け

認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

口腔衛生の管理体制を整備し、 入所者ごとの状態に応じた口腔 衛生の管理を行うこと。

2 業務継続に向けた 取組の強化

業務継続に向けた計画等の策定、 研修の実施、訓練(シミュレー ション)の実施等を義務化。

4 高齢者虐待防止の 推進

委員会の開催、指針の整備、研 修の実施、担当者を定めること。

6 施設系サービスにおける栄養 ケア・マネジメントの充実

入所者の状態に応じた栄養管理 を計画的に行うことを運営基準 に規定。

7 事業所医師が診療しない場合の減算の強化

事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、 適用猶予措置期間を延長。



■感染症対策の強化

対象:全サービス

○感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から以下の内容を義務化。

- ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、<u>訓</u> **練(シミュレーション)の実施。**
- ・その他サービスについて、**委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレー** ション)の実施等。

2 業務継続に向けた取組の強化

対象:全サービス

○感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から以下の内容を義務化。

・業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション) の実施等。

3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

対象:全サービス

○認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から以下の内容を義務化。

・介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、 <u>介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護</u> 基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

4 高齢者虐待防止の推進

対象:全サービス

○利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から以下の内容を義務化。

・<u>虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担</u> <u>当者を定めること。</u>

5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化 対象:施設系サービス

○口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更 に充実させる観点から以下の内容を義務化。

・口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、<u>基本</u>サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと。

6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実 対象:施設系サービス

○栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から以下の内容を見直し。

・「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」ことを運営基準に規 定。

7 事業所医師が診療しない場合の減算の強化 対象:訪問リハビリテーション

○訪問リハビリテーションについて、リハビリテーション計画の作成にあたって事業所医師が診療せずに「適切な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療等した場合に適正化(減算)した単位数で評価を行う診療未実施 減算について、事業所の医師の関与を進める観点から以下の内容を見直し。

・事業所外の医師に求められる<u>「適切な研修の修了等」について、適用猶予措置期間を延</u> 長。

1. 感染症や災害への対応力強化

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

(1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

○感染症対策の強化

介護サービス事業者に、**感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める**観点から、以下の取組を義務づける。

- ・ 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施
- ・ その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等

(※3年の経過措置期間を設ける)

○業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、 業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。

(※3年の経過措置期間を設ける)

○災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者(通所系、短期入所系、特定、施設系)を対象に、小多機等の例を参考に、**訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携**に努めなければならないこととする。

○通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、**状況に即した安定的なサービス提供を可能とする**観点から、**足下の利用者数に応じて柔軟に事業所規模別の各区分の報酬単価による算定を可能**とするとともに、**臨時的な利用者数の減少に対応するための評価を設定**する。

1. (1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進(その1)

感染症対策の強化 【全サービス】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を 義務づける。 [省今改正]
 - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施
 - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等

(※3年の経過措置期間を設ける)

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

■ <u>感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。</u>【省今改正】 (※3年の経過措置期間を設ける)

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

- ***** ポイント
- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
- ◆ 主な内容
- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは(自然災害BCPとの違い)
- ・介護サービス事業者に求められる役割・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染(疑い)者発生時の対応等(入所系・通所系・訪問系) 等

介護施設・事業所における 新 型 コ ロ ナウ イ ル ス 断 級 章 発 生 時 の 栗務継続ガイドライン P 生 勿 集 を 老 卓 用 962年121月

掲載場所: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/kaigo koureisha/taisakumatome 13635.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

■ 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者(通所系、短期入所系、特定、施設系)を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

2. 地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

(1) 認知症への対応力向上に向けた取組の推進

- 介護サービスにおける認知症対応力を向上させていく観点から、**訪問系サービスについて、認知症専門ケア加算**を新たに創設する。
- 緊急時の宿泊ニーズに対応する観点から、多機能系サービスについて、認知症行動・心理症状緊急対応加算を新たに創設する。
- 介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、**介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置を義務づける**。

(2) 看取りへの対応の充実

(※3年の経過措置期間を設ける)

- 看取り期の本人・家族との十分な話し合いや関係者との連携を一層充実させる観点から、基本報酬や看取りに係る加算の算定要件において、 「**人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める**。
- それ以前の一定期間
-) 特養、老健施設や介護付きホーム、認知症GHの**看取りに係る加算**について、現行の死亡日以前30日前からの算定に加えて、**それ以前の一定期の対応について、新たに評価**する。介護付きホームについて、看取り期に夜勤又は宿直により看護職員を配置している場合に新たに評価する。) 看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合に、**訪問介護に係る2時間ルール**(2時間未満の間隔のサービス提供は所要時間を合算すること) を**弾力化**し、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定を可能とする。

- (3) 医療と介護の連携の推進

 医師等による**居宅療養管理指導**において、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、関連する情報をケアマネジャー等に提供するよう努めることとする。
 短期療養について、基本報酬の評価を見直すとともに、医療ニーズのある利用者の受入促進の観点から、**総合的な医学的管理を評価**する。
-) **老健施設**において、適切な医療を提供する観点から、**所定疾患施設療養費**について、検査の実施の明確化や算定日数の延長、対象疾患 行う。**かかりつけ医連携薬剤調整加算**について、かかりつけ医との連携を推進し、**継続的な薬物治療を提供する観点から見直し**を行う。) **介護医療院**について、長期療養・生活施設の機能の充実の観点から、長期入院患者の受入れ・サービス提供を新たに評価する。 **介護療養型医療施設**について、**令和5年度末の廃止期限までの円滑な移行**に向けて、一定期間ごとに移行の検討状況の報告を求める。

(5) 介護保険施設や高齢者住まいにおける対応の強化 (4) 在宅サービスの機能と連携の強化

- **訪問介護の通院等乗降介助**について、利用者の負担軽減の観点から、居宅が始点又は終点となる場合の**目的地間の移送についても算定可能**とする。
- **訪問入浴介護**について、**新規利用者への初回サービス提供前の利用の調整を新たに評価**する。清拭・部分浴を実施した場合の**減算幅を見直す**。
- **訪問看護**について、主治の医師が必要と認める場合に**退院・退所当日の算定を可能**とする。**看護体制強化加算**の要件や評価を見直す。
- 認知症GH、短期療養、多機能系サービスにおいて、緊急時の宿泊ニーズに対応する観点から、緊急時短期利用の受入日数や人数の要件等を見直す。
- 個室エット型施設の1エットの定員を、実態を勘案した職員配置に努めることを求めつつ、「原則として概ね10人以下とし15人を超えないもの」とする。

ントの質の向上

- 特定事業所加算において、事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を**新たに評価**する。
-) 適切なケアマネジメントの実施を確保しつつ、経営の安定化を図る観点から、**逓減制**において**、ICT活用又は事務職員の配置を行っている場合 の適用件数を見直す**(逓減制の適用を40件以上から45件以上とする)。
- 利用者が**医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携**を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを**新たに評価**する。
- 介護予防支援について、地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて**、居宅介護支援事業者との情報連携等を新たに評価**する。

スの確保

- **夜間、認デイ、多機能系サービス**について、**中山間地域等に係る加算**の対象とする。**認知症GH**について、ユニット数を弾力化、**サテライト型事業所**を創設する。

(1) 認知症への対応力向上に向けた取組の推進(その2)

無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

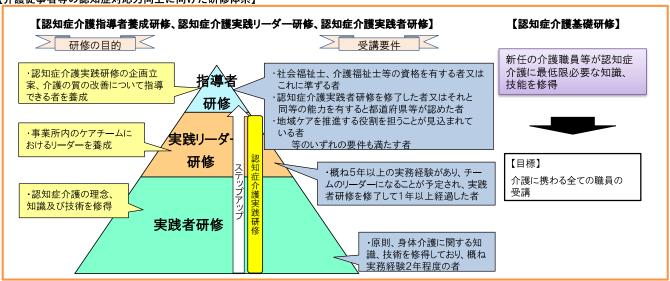
介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を 受講するための措置を義務づける。【省令改正】 (※3年の経過措置期間を設ける)

全サービス(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わ る全ての者の認知症対応力を向上させていくため、**介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉** 関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。

(※3年の経過措置期間を設ける。新入職員の受講について1年の猶予期間を設ける)

【介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修体系】



○認知症介護基礎研修の義務付けについて

問 155 受講義務付けの対象外となる医療・福祉関係の資格について、日本以外の国の医療・福祉系の資格を保有している者は受講が免除となるか。

(答)

日本以外の国の医療・福祉系の資格を持つ者については、免除とはならない。

問 156 柔道整復師、歯科衛生士については、受講義務付けの対象外か。

(答)

柔道整復師、歯科衛生士ともに、受講義務付けの対象外として差し支えない。

問 157 <u>訪問介護員(ヘルパー)研修3級過程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施</u>する認知症関連の資格については、受講義務付けの対象外か。

(答)

訪問介護員(ヘルパー)研修3級過程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施する認知症関連の資格ともに、受講義務付けの対象となる。

問 158 介護保険外である有料老人ホーム等の施設職員や、病院に勤務している者も受講 義務付けの対象となるか。

(答)

特定施設では無い、介護保険の対象外である病院勤務の職員は受講義務づけの対象外である。なお、介護現場の質向上ために受講することについては差し支えない。

問 159 当該研修を受講していない者を雇用しても問題ないか。その際、運営基準違反に あたるのか。

(答)

当該研修の義務付けは、雇用の要件に係るものではなく、事業者が介護に直接携わる職員に対し、研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けているものである。したがって、介護に直接携わる職員として研修を受講していない者を雇用する場合でも、運営基準違反にはあたらない。なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後1年間の猶予期間を設けている。

問 160 事業所において、人員基準以上に加配されている介護職員で、かつ、介護に直接 携わる者が研修を受講していない場合、運営基準違反にあたるのか。

(答)

- 貴見のとおり。
- ・ 本研修は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施しているものであり、介護に直接携わる職員であれば、人員配置基準上算定されるかどうかにかかわらず、受講義務付けの対象となる。
- ※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)問6は削除する。
- 問 161 「認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置」とは、具体的にどのような内容か。

(答)

「認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置」については、受講料の負担や、 勤務時間内に受講出来るような配慮(シフトの調整等)、インターネット環境の整備等、 様々な措置を想定している。

問 162 現在介護現場で就業していない者や、介護に直接携わっていない者についても義務付けの対象となるか。

(答)

現在介護現場で就業していない者や直接介護に携わる可能性がない者については、義務付けの対象外であるが、本研修は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであり、介護現場の質向上ために受講することについては差し支えない。

自立支援・重度化防止の取組の推進

■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

(1) リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

- 加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、リハ専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。
- 自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取組を促す観点から、訪リハ・通リハの**リハビリテーションマネジメント加算(I)を廃止**し 基本報酬の算定要件とする。VISITへデータを提出しフィードバックを受けPDCAサイクルを推進することを評価する取組を老健施設等に拡充する。
- 週6回を限度とする**訪問リハ**について、退院・退所直後のリハの充実を図る観点から、**退院・退所日から3月以内は週12回まで**算定可能とする。
- **通所介護や特養等**における外部のリハ専門職等との連携による自立支援・重度化防止に資する介護を図る**生活機能向上連携加算**について、訪問 介護等と同様に、ICTの活用等により外部のリハ専門職等が事業所を訪問せずに利用者の状態を把握・助言する場合の評価区分を新たに設ける。
- **通所介護の個別機能訓練加算**について、より利用者の自立支援等に資する機能訓練の提供を促進する観点から、**加算区分や要件の見直し**を行う。
- **通所介護、通リハの入浴介助加算**について、利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から、**個別の入浴計画に基づく入浴介助を新たに評価**する。
- 施設系サービスについて、口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして、**口腔衛生の管理体制を整備し、状態に応じた口腔衛生の管理の** 実施を求める。(※3年の経過措置期間を設ける)
- **施設系サービス**について、栄養マネジメント加算は廃止し、現行の栄養士に加えて**管理栄養士の配置を位置付ける**とともに、基本サービスとし 状態に応じた栄養管理の計画的な実施を求める(※3年の経過措置期間を設ける)。入所者全員への丁寧な栄養ケアの実施や体制強化等を評価する 加算を新設し、低栄養リスク改善加算は廃止する。
- **通所系サービス等**について、介護職員等による**口腔スクリーニング**の実施を新たに評価する。管理栄養士と介護職員等の連携による**栄養アセ** スメントの取組を新たに評価する。栄養改善加算において、管理栄養士が必要に応じて利用者の居宅を訪問する取組を求める。
- **認知症GH**について、管理栄養士が介護職員等へ助言・指導を行い**栄養改善のための体制づくりを進めることを新たに評価**する。

(2) 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

- CHASE・VISITへのデータ提出とフィードバックの活用によりPDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取組を推進する。
 - 施設系・通所系・居住系・多機能系サービスについて、**事業所の全ての利用者に係るデータ**(ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症等)**をCHASEに** 提出してフィードバックを受け、**事業所単位でのPDCAサイクル・ケアの質の向上の取組**を推進することを新たに評価。
 - 既存の加算等において、利用者ごとの計画に基づくケアのPDCAサイクルの取組に加えて、CHASE等を活用した更なる取組を新たに評価。
 - ・全ての事業者に、CHASE・VISITへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上を推奨。
- ADL維持等加算について、通所介護に加えて、認デイ、介護付きホーム、特養に対象を拡充する。クリームスキミングを防止する観点や加算 の取得状況等を踏まえ、**要件の見直しを**行う。**ADLを良好に維持・改善する事業者を高く評価**する評価区分を新たに設ける。
- 老健施設の在宅復帰・在宅療養支援等評価指標について、在宅復帰等を更に推進する観点から、見直しを行う。(※6月の経過措置期間を設ける)

(3)寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

- 施設系サービスについて、利用者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から、全ての利用者への医学的 評価に基づく日々の過ごし方等へのアセスメントの実施、日々の生活全般における計画に基づくケアの実施を新たに評価する。
- 施設系サービスにおける褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算について、状態改善等(アウトカム)を新たに評価する等の見直しを行う。

(1)リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化(その5)

介護保険施設における口腔衛生の管理や栄養ケア・マネジメントの強化

- 施設系サービスについて、口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備 **状態に応じた口腔衛生の管理の実施を求める。**【省令改正、告示改正】(※3年の経過措置期間を設ける)
- 施設系サービスについて、栄養マネジメント加算を廃止し、現行の栄養士に加えて管理栄養士の配置を位置付 けるとともに、基本サービスとして、状態に応じた栄養管理の計画的な実施を求める (※3年の経過措置期間を 設ける)。入所者全員への丁寧な栄養ケアの実施や体制強化等を評価する加算を新設し、低栄養リスク改善加算 は廃止する。【省令改正、告示改正】

施設系サービス

【基準】

- 運営基準(省令)に以下を規定する。(※3年の経過措置期間を設ける) 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の 状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと
- 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を <u>計画的に行うこと</u>
- ○(現行)栄養士を1以上配置→ (**改定後)栄養士<u>又は管理栄養士</u>を1以上配置**

【報酬】 <現行> <改定後>

口腔衛生管理体制加算 30単位/月 (廃止) 栄養マネジメント加算 14単位/日 (廃止)

栄養ケア・マネジメントの未実施 14単位/日減算 (※3年の経過措置期間を設ける)

栄養マネジメント強化加算 11単位/日(新設)

低栄養リスク改善加算 300単位/月

〔算定要件〕

- ・ (栄養マネジメント強化加算 > ・管理栄養士を常動換算方式で入所者の数を50(施設に常動栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70)で除して得た数以上配置すること ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、
- ・低米養状態のリスクか高い入所者に対した 医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等 を踏まえた食事の調整等を実施すること 入所者が、退所する場合において、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行うこと ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のため に必要な情報を活用していること(CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用)

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

(1)評価の適正化・重点化

- **通所系、多機能系サービス**について、利用者の公平性の観点から、**同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の見直し**を行う。
- **夜間対応型訪問介護**について、月に一度も訪問サービスを受けていない利用者が存在するなどの実態を踏まえて、**定額オペレーションサービス 部分の評価の適正化**を行う。
- **訪問看護及び介護予防訪問看護**について、機能強化を図る観点から、**理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるサービス提供に係る評価や 提供回数等の見直し**を行う。
- **介護予防**サービスにおける**リハビリテーション**について、**長期利用の場合の評価の見直し**を行う。
- **居宅療養管理指導**について、サービス提供の状況や移動・滞在時間等の効率性を勘案し、**単一建物居住者の人数に応じた評価の見直し**を行う。
- **介護療養型医療施設**について、令和5年度末の廃止期限までに介護医療院への移行等を進める観点から、**基本報酬の見直し**を行う。
- 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。(※1年の経過措置期間を設ける)
- **生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプラン**について、事務負担にも配慮して、**検証の仕方や届出頻度の見直し**を行う。区分支給限度 基準額の利用割合が高く訪問介護が大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を対象とした**点検・検証の仕組み**を導入する。
- **サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保**する観点から、**事業所指定の際の条件付け**(利用者の一定割合以上を併設 集合住宅以外の利用者とする等)や**家賃・ケアプランの確認**などを通じて、自治体による更なる指導の徹底を図る。

(2)報酬体系の簡素化

- 療養通所介護について、中重度の要介護者の状態にあわせた柔軟なサービス提供を図る観点から、日単位報酬体系から、**月単位包括報酬**とする。
- リハサービスのリハマネ加算(Ⅰ)、施設系サービスの口腔衛生管理体制加算、栄養マネジメント加算について廃止し、基本報酬で評価する。 処遇改善加算(Ⅳ)(Ⅴ)、移行定着支援加算(介護医療院)を廃止する。個別機能訓練加算(通所介護)について体系整理を行う。(再掲)

6. その他の事項

- 介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応(**リスクマネジメント)を推進**する観点から、**事故報告様式を作成・周知**する。 **施設系サービス**において、**安全対策担当者を定めること**を義務づける(※)。事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する(※)。**組織的な安全対策体制の整備を新たに評価**する。(※6月の経過措置期間を設ける)
- 障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。(※3年の経過措置期間を設ける)
- **介護保険施設における食費の基準費用額**について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、**必要な対応**を行う。

6. その他の事項(その1)

介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

■ 介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応(リスクマネジメント)を推進する観点から、 事故報告様式を作成・周知する。施設系サービスにおいて、安全対策担当者を定めることを義務づける(※)。 事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する(※)。組織的な安全対策体制の 整備を新たに評価する。 (※6月の経過措置期間を設ける)

施設系サービス

【基準】【省令改正】

事故の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

<現行>

<改定後>

イ~ハ (変更なし)

- イ 事故発生防止のための指針の整備
- ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を 通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
- 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の 定期的な実施

二 イからハの措置を適切に実施するための担当者設置

(※6月の経過措置期間を設ける)

(追加)

【報酬】【告示改正】

安全管理体制未実施減算 5単位/日 (新設) (※6月の経過措置期間を設ける)

〔**算定要件〕**運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合。

安全対策体制加算 20単位 (新設) ※入所時に1回に限り算定可能

(**算定要件**)外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

(※)将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資するため、国で報告様式を作成し周知する。

高齢者虐待防止の推進 【全サービス】

■ <u>全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を</u>防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。 【舎令改正】

(※3年の経過措置期間を設ける)

社会保障審議会 介護給付費分科会(第239回)

資料1

令和6年1月22日

令和6年度介護報酬改定の主な事項について

厚生労働省 老健局

令和6年度介護報酬改定の概要

■ 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進
 - ・ 質の高い公正中立なケアマネジメント
 - ・ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
 - ・ 医療と介護の連携の推進
 - ▶ 在宅における医療ニーズへの対応強化 ▶ 在宅における医療・介護の連携強化
 - ▶ 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
 - ▶ 高齢者施設等と医療機関の連携強化

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種 連携やデータの活用等を推進
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- ・ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ・ LIFEを活用した質の高い介護

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって 安心できる制度を構築
 - ・ 評価の適正化・重点化
- ・ 報酬の整理・簡素化

- ・ 看取りへの対応強化
- ・ 感染症や災害への対応力向上
- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 認知症の対応力向上
- 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、 処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取 組を推進
- ・ 介護職員の処遇改善
- ・ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・ 効率的なサービス提供の推進

5. その他

- ・ 「書面掲示」規制の見直し
- 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- 基準費用額(居住費)の見直し
- 地域区分

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策 定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス その他のサービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 (新設) 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、 各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所 定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合(新設)
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
 - ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、 居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し 支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表 システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、 県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所につ いても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

1.(6)① 高齢者虐待防止の推進①

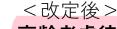
概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都 道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業に よる相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者 虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行> なし



高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が<mark>講じられていない場合(新設)</mark>
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1.(6)① 高齢者虐待防止の推進②

算定要件等

○ 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を 周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、 指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の 事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体 制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。 問 166 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

- ・ 業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見 した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用する こととなる。
- ・ 例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未 策定が判明した場合(かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に 関する具体的計画の策定を行っていない場合)、令和7年10月からではなく、令和6年4 月から減算の対象となる。
- ・ また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策 定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。

○ 高齢者虐待防止措置未実施減算について

問 167 高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと)がなされていなければ減算の適用となるのか。

(答)

- ・減算の適用となる。
- なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。
 - 問 168 運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実 が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

問 169 高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと)がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から三月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。

(答)

改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。

1. (6)② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア:短期入所系サービス★、<mark>多機能系サービ</mark>ス★、イ:<mark>訪問系サービス</mark>★、通<mark>所系サービス</mark>★、福祉用具貸与★、 特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - · 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 訪問系サービス、<mark>通所系サービス</mark>、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定 する。
 - ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録しなければならないこと。

1. (6)② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>

なし

<改定後>

身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録すること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

2. (3) ① 科学的介護推進体制加算の見直し

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

概要

- 科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を 推進する観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。 【通知改正】
 - イ LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。 【通知改正】
 - ウ 初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】

算定要件等

- <u>LIFEへのデータ提出頻度</u>について、他のLIFE関連加算と合わせ、<u>少なくとも「3月に1回」</u>に見直す。
- その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
 - <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
 - ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
 - ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

O LIFE への提出情報について

問 174 令和6年4月以降サービス提供分に係る LIFE への提出情報如何。

(答)

- ・ 令和6年4月以降サービス提供分に係る LIFE への提出情報に関して、令和6年4月 施行のサービスについては、令和6年度改定に対応した様式情報を提出すること。
- ・ 令和6年6月施行のサービス(訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、 予防訪問リハビリテーション、予防通所リハビリテーション)については、令和6年4 ~5月サービス提供分の提出情報に限り、令和3年度改定に対応した様式情報と令和 6年度改定に対応した様式の提出情報の共通する部分を把握できる範囲で提出するか、 令和6年度改定に対応した様式情報を提出すること。
- ・ 各加算で提出が必要な情報については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算 に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3 月15日)を参照されたい。

〇 科学的介護推進体制加算について

問 175 科学的介護推進体制加算のデータ提出頻度について、少なくとも6か月に1回から3か月に1回に見直されたが、令和6年4月又は6月以降のいつから少なくとも3か月に1回提出すればよいか。

(答)

- ・ 科学的介護推進体制加算を算定する際に提出が必須とされている情報について、令和6年4月又は6月以降は、少なくとも3か月に1回提出することが必要である。
- ・ 例えば、令和5年2月に提出した場合は、6か月後の令和6年8月までに少なくとも1 回データ提出し、それ以降は3か月後の令和6年11月までに少なくとも1回のデータ提 出が必要である。

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域 密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設】

O ADL 維持等加算について

問 176 ADL 維持等加算(II)について、ADL 利得が「2以上」から「3以上」へ見直されることとなったが、令和6年3月以前に評価対象期間の届出を行っている場合であっても、ADL 維持等加算(II)の算定には ADL 利得3以上である必要があるか。

(答)

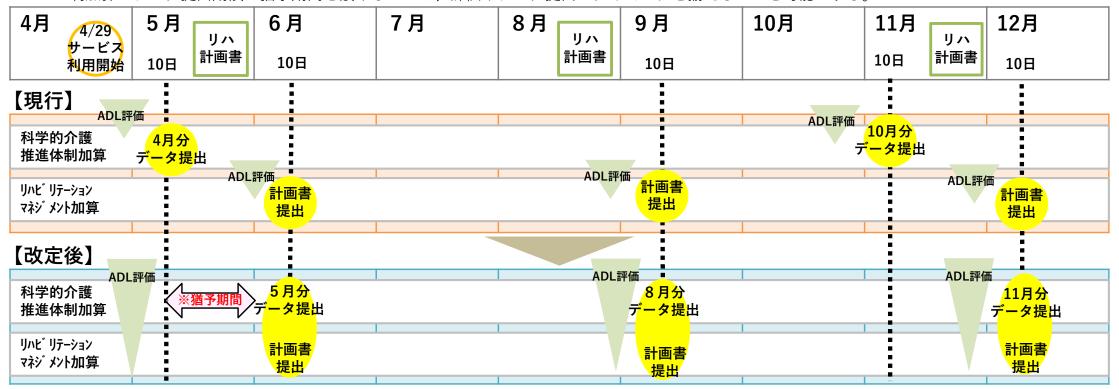
令和5年4月以降が評価対象期間の始期となっている場合は、ADL 利得が3以上の場合

LIFEへのデータ提出頻度の見直し(イメージ)

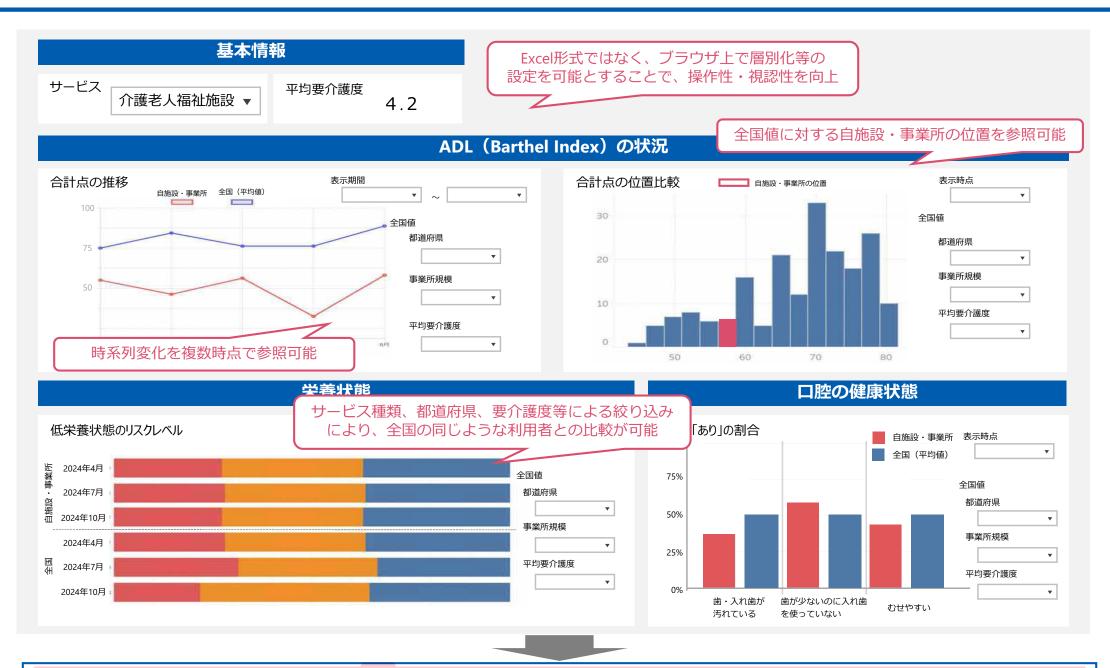
- 各加算のデータ提出頻度について、サービス利用開始月より入力を求めている加算もあれば、サービス利用開始 後の計画策定時に入力が必要な加算もあり、同一の利用者であっても算定する加算によって入力のタイミングが異 なり、事業所における入力タイミングの管理が煩雑となっている。
- LIFEへのデータ提出について、「少なくとも3か月に1回」と統一する。
- また、同一の利用者に対して複数の加算を算定する場合のデータ提出頻度を統一できるよう、例えば、月末より サービス利用を開始する場合であって、当該利用者の評価を行う時間が十分確保できない場合等、一定の条件の下 で、提出期限を猶予する。

例:同一の利用者に科学的介護推進体制加算及びリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合

- 現在、科学的介護推進体制加算はサービス利用開始月とその後少なくとも6月に1度評価を行い、翌月の10日までにデータを提出することとなっており、リハビリテーションマネジメント加算はリハビリテーション計画書策定月、及び計画変更月に加え、少なくとも3月に1度評価を行いデータを提出することとなっている。いずれの加算にもADLを含め同じ評価項目が含まれている。
- これらの加算の提出タイミングを少なくとも3月に1度と統一するとともに、例えば、月末にサービスを開始した場合に、科学的介護推進体制加算のデータ提出期限に猶予期間を設けることで、評価やデータ提出のタイミングを揃えることを可能とする。

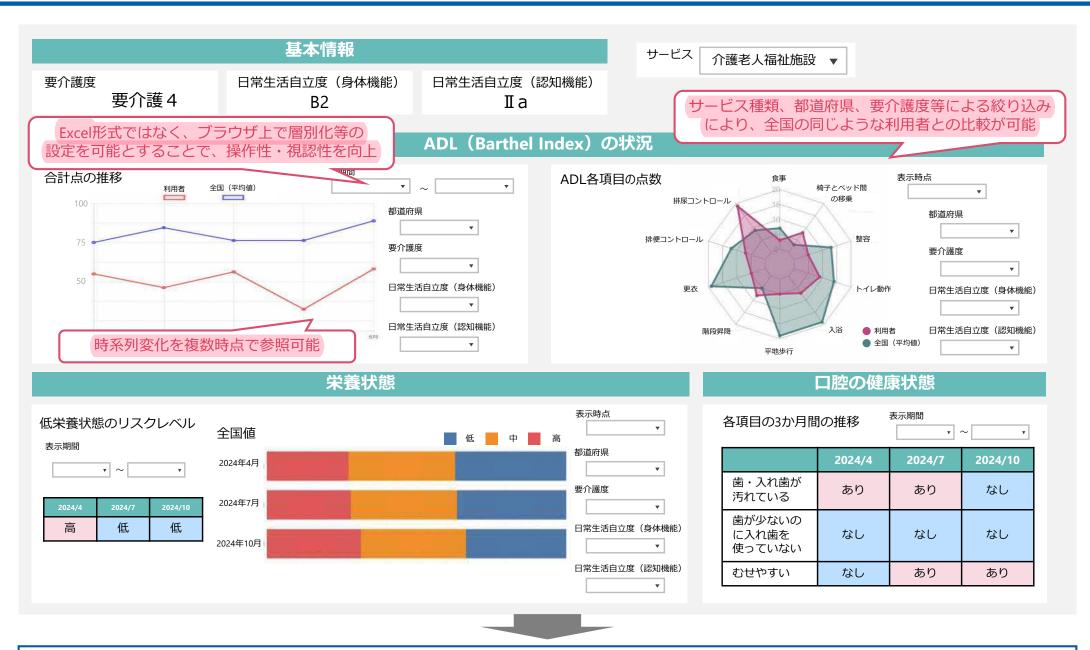


LIFEのフィードバック見直しイメージ(事業所フィードバック)



各施設・事業所において実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国の同じような利用者との比較を組み合わせて検討することで、 取組の効果や自施設・事業所の特徴の把握へ活用

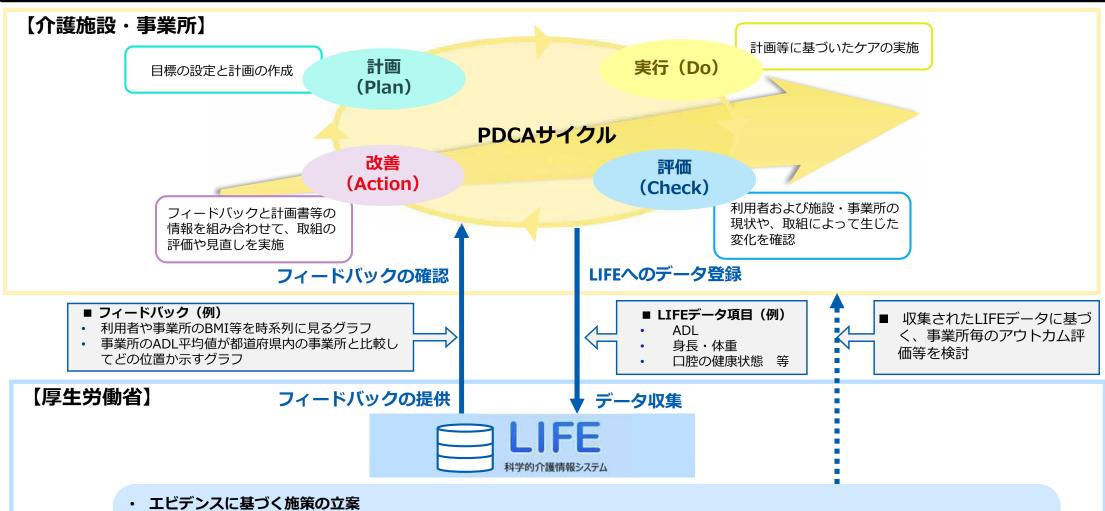
LIFEのフィードバック見直しイメージ(利用者フィードバック)



各利用者に対して実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国の同じような利用者との比較を組み合わせて検討することで、 取組の効果や利用者の特徴の把握へ活用

LIFEを活用した取組イメージ

○ 介護事業所においては、介護の質向上に向けてLIFEを活用したPDCAサイクルを推進する。LIFEで収集したデータも活用し、介護報酬制度を含めた施策の立案や介護DXの取組、アウトカム評価につながるエビデンス創出に向けたLIFEデータの研究利活用を推進する。



- 施策の効果や課題の把握、アウトカム評価の検討
- 介護情報基盤運用開始に向けた、介護事業所等の関係者間における情報共有の検討
- ・ エビデンス創出に向けた取組
 - -研究者等への匿名LIFE情報提供の推進
 - 医療保険等の他の公的DB等との連結による詳細な解析の推進



3. (1) ① 介護職員の処遇改善①

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

概要

- 〇 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう 加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進 する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算につい て、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
 - ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な 要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 【告示改正】

単位数

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分		介護職員等処遇改善加算			
サービス区が	I	II	III	IV	
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%	
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%	
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%	
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%	
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%	
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%	
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	
介護老人保健施設・短期入所療養介護 (介護老人保健施設)★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%	
介護医療院・短期入所療養介護 (介護医療院)★・短期入所療養介護 (病院等)★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

107

3. (1) ① 介護職員の処遇改善②

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算IVの加算額の 1 / 2 以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
 - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率 (※) に 関存の要件は黒字、新規・修正する要件は <mark>赤字</mark> に)要件は黒字、新規・修正する要件は <mark>赤字</mark> 	対応する現行の加算等 (※)	新加算の趣旨
【24.5%】	新加算	Ι	新加算(II)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上 配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(I) 【13.7%】 b. 特定処遇加算(I) 【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	事業所内の経験・ 技能のある職員を 充実
【22.4%】	(介護職員等処遇改善加算)	П	新加算 (Ⅲ) に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 <u>グループごとの配分ルール</u>【撤廃】 	a. 処遇改善加算(I) 【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ) 【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	総合的な職場環境 改善による職員の 定着促進
【18.2%】	2週改善加	Ш	新加算 (IV) に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(I) 【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	資格や経験に応じ た昇給の仕組みの 整備
【14.5%】	算)	IV	 新加算(IV)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 賃金体系等の整備及び研修の実施等 	a. 処遇改善加算(II) 【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	介護職員の基本的 な待遇改善・ベー スアップ等

※:加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算(I~IV)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

3.(2)② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に 資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○ 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、 事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する ための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進①

概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入 後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽 減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業 務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設けることとする。 【告示改正】
- 加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器 等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていることを評価する区分を設けることとする。 【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位/月 (新設) **生産性向上推進体制加算(Ⅱ)** 10単位/月 (新設)

3.(2)③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進②

算定要件等

【生産性向上推進体制加算 (I) 】 (新設)

- (Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。
- 見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
- 注:生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、(Ⅱ)のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、(Ⅱ)の加算を取得せず、(Ⅰ)の加算を取得することも可能である。

【生**産性向上推進体制加算(Ⅱ)**】 (新設)

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や 必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

(※1)業務改善の取組による効果を示すデータ等について

- (Ⅰ)において提供を求めるデータは、以下の項目とする。
 - ア 利用者のQOL等の変化(WHO-5等)
 - イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化
 - ウ 年次有給休暇の取得状況の変化
 - エ 心理的負担等の変化(SRS-18等)
 - オ 機器の導入による業務時間(直接介護、間接業務、休憩等)の変化(タイムスタディ調査)
- (Ⅱ)において求めるデータは、(Ⅰ)で求めるデータのうち、アからウの項目とする。
- (Ⅰ)における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質が確保(アが維持又は向上)された上で、職員の業務負担の軽減(イが 短縮、ウが維持又は向上)が確認されることをいう。

(※2) 見守り機器等のテクノロジーの要件

- 見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。
 - ア 見守り機器
 - イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
 - ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器(複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。)
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に 設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に 応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

3. (2) ① テレワークの取扱い

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★を除く。)】

○ 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理 していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的 な考え方を示す。【通知改正】

3.(2) ⑦ 人員配置基準における両立支援への配慮

概要

【全サービス】

- 介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、 各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。
- ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間 勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。 【通知改正】

基準・算定要件等

○ 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

	母性健康管理措置による 短時間勤務	育児・介護休業法による 短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に 沿って事業者が自主的に設ける 短時間勤務制度
「常勤」 (※) の取扱い: 週30時間以上の勤務で常勤扱い			〇 (新設)
「常勤換算」 (※) の取扱い: 週30時間以上の勤務で常勤換算での 計算上も1(常勤)と扱うことを認める	0	0	〇 (新設)

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本) 勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

3. (2) ⑧ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○ 就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生(以下「外国人介護職員」という。)については、 日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、 人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。【告示改正】

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

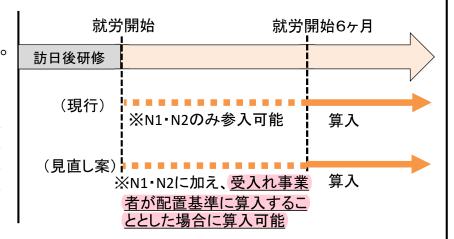
アー定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。 併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の 配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設(適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。)に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- 日本語能力試験N1又はN2に合格した者



4. 制度の安定性・持続可能性の確保

5. その他

5. ① 「書面掲示」規制の見直し

概要

【全サービス】

○ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面(紙ファイル等)又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】

(※令和7年度から義務付け)

基本報酬の見直し

概要

- 〇 改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、全体で+1. 59%を確保。そのうち、介護職員の処遇改善分+0. 98%、その他の改定率として、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0. 61%。
- これを踏まえて、介護職員以外の賃上げが可能となるよう、各サービスの経営状況にも配慮しつつ + 0. 6 1 % の改定財源について、基本報酬に配分する。

【告示改正】

令和6年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」(令和5年12月20日)(抄)

令和6年度介護報酬改定については、<u>介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ</u>、<u>サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行う</u>ことで、改定率は全体で+1.59%(国費432億円)とする。具体的には以下の点を踏まえた対応を行う。

- ・ <u>介護職員の処遇改善分として、上記 + 1.59%のうち + 0.98%を措置</u>する(介護職員の処遇改善分は令和 6 年 6 月 施行)。その上で、賃上げ税制を活用しつつ、<u>介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として、 + 0.61%を措置</u> する。
- ・ このほか、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果が見込まれ、これらを加えると、+0.45%相当の改定となる。
- ・ 既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定が、介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた 処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

令和6年度介護報酬改定の施行時期について(主な事項)

■ 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされた こと等を踏まえ、以下のとおりとする。

▶ 6月1日施行とするサービス

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション

▶ 4月1日施行とするサービス

- 上記以外のサービス
- 令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和6年6月1日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和6年6月1日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和6年4月1日施行とする。
- 補足給付に関わる見直しは、以下のとおりとする。

▶ 令和6年8月1日施行とする事項

- 基準費用額の見直し
- ▶ 令和7年8月1日施行とする事項
 - 多床室の室料負担

1. (3) ⑲ 協力医療機関との連携体制の構築

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を 行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を 構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 以下の要件を満たす<mark>協力医療機関</mark>(③については病院に限る。)を定めることを義務付ける(複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。)。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
 - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅 医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行 う。【省令改正】
 - ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
 - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

【居住系サービス・施設系サービス】

〇 協力医療機関について

問 124 連携することが想定される医療機関として、在宅療養支援病院や地域包括ケア 病棟を持つ医療機関等が挙げられているが、当該基準の届出を行う医療機関をどのよ うに把握すればよいか。

(答)

診療報酬における施設基準の届出受理状況については、地方厚生局のホームページに 掲載されているので参考とされたい。

(地方厚生局ホームページ)

以下のホームページの一覧のうち「受理番号」の欄に下記の受理番号がある医療機関が 該当する医療機関となります。

在宅療養支援病院:(支援病1)、(支援病2)、(支援病3)

在宅療養支援診療所:(支援診1)、(支援診2)、(支援診3)

在宅療養後方支援病院:(在後病)

地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理料):(地包ケア1)、(地包ケア2)、(地包ケア3)、(地包ケア4)

- ※地域包括ケア病棟については、相談対応や診療を行う医療機関として、特に 200 床未満 (主に地包ケア1及び3) の医療機関が連携の対象として想定されます。
- ※令和6年度診療報酬改定で新設される「地域包括医療病棟」は、地域の救急患者等を受け入れる病棟であり、高齢者施設等が平時から連携する対象としては想定されませんので、ご留意ください。

■北海道厚生局

<在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養後方支援病院>

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken_kikan/todokede_juri_ic

hiran.html

※「保険医療機関(医科)」のファイルをご参照ください。

<地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理料)>

kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken_kikan/todokede_komokubetsu.html

※「特定入院料(その2)」のファイルをご参照ください。



■東北厚生局

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/documents/201805koushin.html

※在宅療養支援病院等:
く11>のファイルをご参照ください。
地域包括ケア病棟入院料:
く9>のファイルをご参照ください。

■関東信越厚生局

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/kijyun.html

※在宅療養支援病院等:施設基準届出状況(全体)の「医科」のファイルをご参照ください。

地域包括ケア病棟入院料:「届出項目6」のファイルをご参照ください。

■東海北陸厚生局

<在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養後方支援病院><a href="https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage_00349.html" (国出受理医療機関名簿(医科)」のファイルをご参照ください。https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage_00350.html

※「特定入院料(その2)」のファイルをご参照ください。





■近畿厚生局

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei_jokyo_00004.html

※在宅療養支援病院等:「施設基準の届出受理状況(全体)」のファイルをご参照ください。 地域包括ケア病棟入院料:「特定入院料」の該当ファイルをご参照ください。

■中国四国厚生局

kouseikyoku. mhlw. go. jp/chugokushikoku/chousaka/shisetsukijunjuri_00002. html

※在宅療養支援病院等:「在宅医療医科」のファイルをご参照ください。
地域包括ケア病棟入院料:「特定入院料等2」のファイルをご参照ください。

■九州厚生局

<在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養後方支援病院>

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/hoken_kikan/index_00007.html

※各都道府県の「医科」ファイルをご参照ください。



<地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理料)>

kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/todokede_jiko/koumoku_betsu.html

※「地域包括ケア病棟入院料」の記載のあるファイルをご参照ください。

【施設系サービス】

○ 協力医療機関について

問 125 「入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保 していること」とあるが、入所者の急変時には必ず協力医療機関に搬送しなければな らないのか。

(答)

入所者の急変時等に必ず協力医療機関に搬送しなければならないということではなく、 状況に応じて救急車を呼ぶなど、臨機応変に対応いただきたい。

〇 栄養ケア・マネジメント、栄養マネジメント強化加算

問 126 「施設サービスにおける栄養ケア・マネジメントについて」において、「管理栄養士と医師、歯科医師、看護師及び介護支援専門員その他の職種が共同して栄養ケア・マネジメントを行う体制を整備すること」とされている。また、栄養マネジメント強化加算の留意事項通知においても、「医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成する栄養ケア計画」となっているが、記載されている全ての職種の関与や配置は必要か。

(答)

管理栄養士及びその他の必要な職種により多職種共同で栄養ケア計画の作成等の栄養 管理を行う必要があるが、記載されている全ての職種の関与及び配置は必須ではない。

1. (3) 20 協力医療機関との定期的な会議の実施

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介 護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護について、協力医療機関との実 効性のある連携体制を構築するため、入所者または入居者(以下「入所者等」という。)の現病歴等の情報共有を 行う会議を定期的に開催することを評価する新たな加算を創設する。
- また、特定施設における医療機関連携加算について、定期的な会議において入居者の現病歴等の情報共有を行う よう見直しを行う。【告示改正】

単位数

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】

<現行>

<改定後>

なし

協力医療機関連携加算

協力医療機関が(1) 右記の①~③の要件を満たす場合 100単位/月(令和6年度) 50単位/月(令和7年度~)(新設)

(2) それ以外の場合 5 単位/月(新設)

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】

<現行>

<改定後>

医療機関連携加算 80単位/月

協力医療機関連携加算

協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合 100単位/月 (変更) (2)それ以外の場合

40単位/月(変更)

【認知症対応型共同生活介護】

<現行>

<改定後>

なし

協力医療機関連携加算

協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合 100単位/月 (新設) (2)それ以外の場合

40単位/月 (新設)

(協力医療機関の要件)

- ① 入所者等の病状が急変した場合等 において、医師又は看護職員が相談 対応を行う体制を常時確保している
- ② 高齢者施設等からの診療の求めが あった場合において、診療を行う体 制を常時確保していること。
- ③ 入所者等の病状が急変した場合等 において、入院を要すると認められ た入所者等の入院を原則として受け 入れる体制を確保していること。

算定要件等

協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。(新設)

【居住系サービス・施設系サービス】

〇 協力医療機関連携加算について

問 127 協力医療機関連携加算について、入所者の病歴等の情報を共有する会議に出席 するのはどんな職種を想定しているか。

(答)

職種は問わないが、入所者の病歴その他健康に関する情報を協力医療機関の担当者に 説明でき、急変時等における当該協力医療機関との対応を確認できる者が出席すること。

【認知症対応型共同生活介護】

〇 医療連携体制加算について

問 148 医療連携体制加算 (II) の算定要件である前3月間における利用実績と算定期間の関係性如何。

(答)

算定要件に該当する者の利用実績と算定の可否については以下のとおり。

並左 座	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
前年度	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
利用実績		0	0	0				0	0	0	0	
算定可否	×	×	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0

小計左曲	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当該年度	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
利用実績		0	0	0				0	0	0	0	
算定可否	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0

※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月22日)問118は削除する。

〇 医療連携体制加算について

問 149 留置カテーテルが挿入されていれば、医療連携体制加算(Ⅱ)は算定できるのか。

(答)

- ・ 留置カテーテルからの排液の性状、量などの観察、薬剤の注入、水分バランスの計測 等計画的な管理を行っている場合は算定できるが、単に留置カテーテルが挿入されてい るだけでは算定できない。
- ・ また、輸液用のポート等が挿入されている場合であっても、一度もポートを用いた薬剤の注入を行っていない場合は、計画的な管理が十分に行われていないため算定できない。

○ 医療連携体制加算について

問 150 医療連携体制加算(Ⅱ)の算定要件のうち、「インスリン注射を実施している状態」とあるが、実施回数自体に関する規定があるか。(1日当たり何回以上実施している者等)。

(答)

- ・ インスリン注射の実施の頻度は、医学的な必要性に基づき判断されるべきものであり、本要件は実施の有無を見ているもので、1日当たりの回数や月当たりの実施日数についての要件を設けていない。
- ・ なお、利用者自身がインスリン自己注射を行うための声掛けや見守り等のサポートを 行った場合は算定できない。

〇 協力医療機関連携加算について

問 151 要支援 2 について算定できるのか。

(答)

要支援者については、「介護予防認知症対応型共同生活介護費」の対象となるが、これについては、協力医療機関連携加算は設けていないことから、算定できない。

〇 協力医療機関連携加算について

問 152 協力医療機関連携加算は、グループホームのショートステイ利用者は対象となるか。

(答)

本加算制度は協力医療機関と利用者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することを評価するものである。ショートステイ等既に居宅サービスを利用している者の情報共有は居宅サービスのケアマネジャー等が行うものであるため、当該加算の対象とはならない。

1. (5) ① 高齢者施設等における感染症対応力の向上

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、<mark>認知症対応型共同生活介護</mark>★、介護老人福祉施設、<mark>地域密</mark> 着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を 行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設ける。
 - ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関(協定締結医療機関)との連携体制を構築していること。
 - イ 上記以外の一般的な感染症 (※) について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。
 - ※ 新型コロナウイルス感染症を含む。
 - ウ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や 指導を受けること。
- また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評価する新たな加算を設ける。 【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位/月 (新設) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5 単位/月 (新設)

算定要件等

<高齢者施設等感染対策向上加算(I) > (新設)

- 感染症法第6条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、<mark>新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保</mark>していること。
- 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機 関等と連携し適切に対応していること。
- 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

<高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)>(新設)

○ 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等 に係る実地指導を受けていること。

○ 高齢者施設等感染対策向上加算(I)について

問 128 高齢者施設等感染対策向上加算(I)について、診療報酬の感染対策向上加算 又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に 関するカンファレンス及び訓練や職員向けに実施する院内感染対策に関する研修、地 域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンス及び訓練とは 具体的にどのようなものであるか。

また、これらのカンファレンス等はリアルタイムでの画像を介したコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な機器を用いて参加することでもよいか。

(答)

- ・ 高齢者施設等感染対策向上加算(I)の対象となる研修、訓練及びカンファレンスは以下の通りである。
 - ・ 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行った医療機関において、感染制御チーム(外来感染対策向上加算にあっては、院内感染管理者。)により、職員を対象として、定期的に行う研修
 - ・ 感染対策向上加算1に係る届出を行った保険医療機関が、保健所及び地域の医師会と 連携し、感染対策向上加算2又は3に係る届出を行った保険医療機関と合同で、定期的 に行う院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生時等を想定した訓練
 - ・ 地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染 症の発生時等を想定した訓練
- ・ 感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関が主催するカンファレンスについては、その内容として、薬剤耐性菌等の分離状況や抗菌薬の使用状況などの情報の共有及び意見交換を行う場合もあるため、カンファレンスの内容として、高齢者施設等における感染対策に資するものであることを事前に確認の上、参加すること。
- ・ また、これらのカンファレンス等については、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な機器を用いて参加しても差し支えない。

1. (7)③ 通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し

概要

【通所介護、地域密着型通所介護】

○ 通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算について、事業所全体で認知症利用者に対応する観点から、 従業者に対する認知症ケアに関する個別事例の検討や技術的指導に係る会議等を定期的に開催することを求める こととする。また、利用者に占める認知症の方の割合に係る要件を緩和する。【告示改正】

単位数

<現行> 認知症加算 60単位/日



<改定後> 変更なし

算定要件等

- 指定居宅サービス等基準第93条第1項第2号又は第3号・指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は 第3号に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
- 指定通所介護事業所・指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の15以上であること。
- 指定通所介護・指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護・指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。
- <u>当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催しているこ</u>と。 (新設)

1. (3) ② 入院時等の医療機関への情報提供

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、<mark>認知症対応型共同生活介護★</mark>、介護老人福祉施設、<mark>地域密着型</mark>介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護老人保健施設及び介護医療院について、入所者の入院時に、施設等が把握している生活状況等の情報提供を更に促進する観点から、 退所時情報提供加算について、入所者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点や認知機能等にかかる情報を提供した場合について、 新たに評価する区分を設ける。また、入所者が居宅に退所した際に、退所後の主治医に診療情報を情報提供することを評価する現行相当 の加算区分についても、医療機関への退所の場合と同様に、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを算定要件に加える。
- また、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護について、入所者または入居者(以下「入所者等」 という。)が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを評価する新たな加算を創設する。【告示改正】

単位数

【介護老人保健施設、介護医療院】

<現行>

退所時情報提供加算 500単位/回



<改定後>

退所時情報提供加算(Ⅰ) 500単位/回

退所時情報提供加算(Ⅱ) 250単位/回(新設)

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、<mark>認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、</mark>地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護】

<現行>

なし



<改定後>

退所時情報提供加算 250単位/回(介護老人福祉施設) (新設)

退居時情報提供加算 250単位/回(特定施設、認知症対応型共同生活介護) (新設)

算定要件等

【介護老人保健施設、介護医療院】 < 退所時情報提供加算 <u>(|)</u> > 入所者が居宅へ退所した場合(変更)

〇 居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報 <u>心身の状況、生活歴等</u>を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

【介護老人保健施設、介護医療院】<退所時情報提供加算(Ⅱ)> 入所者等が医療機関へ退所した場合 (新設)

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★ 、介護老人福祉施設、地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護】<退所時情報提供加算、退居時情報提供加算 >

○ 医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の 心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

1. (7) ④ (看護) 小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化

概要

【小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護】

○ (看護)小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の更なる強化を図る観点から、認知症加算について、新たに認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分を設ける。 その際、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

認知症加算(I) 800単位/月

認知症加算(Ⅱ) 500単位/月



<改定後>

認知症加算(|) 920単位/月 (新設)

認知症加算(Ⅱ) 890単位/月 (新設)

認知症加算 (**Ⅲ) 760**単位/月 (変更)

認知症加算<u>(IV)</u> 460 単位/月 (変更)

算定要件等

<認知症加算(I)>(新設)

- 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該 対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催
- 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定

<認知症加算(Ⅱ)>(新設)

- 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- 認知症高齢者の日常生活自立度 III 以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催
- <認知症加算(Ⅲ)>(現行のⅠと同じ)
 - 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、(看護)小規模多機能型居宅介護を行った場合
- <認知症加算(Ⅳ)>(現行の | と同じ)
 - 要介護状態区分が要介護 2 である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度 II に該当する者に対して、(看護)小規模多機能型居宅介護を 行った場合

【訪問介護、訪問入浴介護、短期入所生活介護、<mark>小規模多機能型居宅介</mark>護】

○ 特定事業所加算(I)・(Ⅲ)、看取り連携体制加算について③

問 16 特定事業所加算(I)・(Ⅲ)の重度要介護者等対応要件である看取り期の利用者 への対応体制及び看取り連携体制加算について、「本人またはその家族に対する随時 の説明」とあるが、具体的にどういうことか。

(答)

看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、 看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説 明のことをいう。

【訪問介護、(介護予防) 訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、定期巡回·随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

〇 認知症専門ケア加算、認知症加算

問 17 認知症専門ケア加算及び通所介護、地域密着型通所介護における認知症加算並びに(看護)小規模多機能型居宅介護における認知症加算(I)・(II)の算定要件について、「認知症介護に係る専門的な研修」や「認知症介護の指導に係る専門的な研修」のうち、認知症看護に係る適切な研修とは、どのようなものがあるか。

(答)

- 現時点では、以下のいずれかの研修である。
 - ① 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
 - ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看 護師教育課程
 - ③ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」
- ただし、③については認定証が発行されている者に限る。
- ※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)問29は削除する。

○ 認知症専門ケア加算、認知症加算

問 18 認知症高齢者の日常生活自立度の確認方法如何。

(答)

- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見 書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することとなる。なお、複数 の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用いる。
- ・ 医師の判定が無い場合は、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4)認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票(基本調査)」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。
- ・ これらについて、介護支援専門員はサービス担当者会議などを通じて、認知症高齢者の 日常生活自立度も含めて情報を共有することとなる。
 - (注) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅 療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の 額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年 3 月 1 日 老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) 第二 1 (7) 「「認知症高齢者の日常 生活自立度」の決定方法について」、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定 に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービ スに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導 に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に 伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成 18 年3月 17 日老計 発 0317001 号、老振発 0317001 号、老老発 0317001 号厚生労働省老健局計画・振興・ 老人保健課長連名通知)別紙1第二1(6)「「認知症高齢者の日常生活自立度」の決 定方法について」及び指定地域密着型介護サービスに要する費用の額の算定に関す る基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331005 号、 老振発 0331005 号、老老発 0331018 号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連 名通知) 第二 1(12)「「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について」の記 載を確認すること。
- ※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)問30は削除する。
- ※ 平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(平成 27 年4月1日)問 32 は削除

○ 認知症専門ケア加算、認知症加算(I)・(II)

問 19 認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を配置するとあるが、「配置」の考え方如何。常勤要件等はあるか。

(答)

- ・ 専門的な研修を修了した者の配置については、常勤等の条件は無いが、認知症チームケアや認知症介護に関する研修の実施など、本加算制度の要件を満たすためには事業所内での業務を実施する必要があることから、加算対象事業所の職員であることが必要である。
- ・ なお、本加算制度の対象となる事業所は、専門的な研修を修了した者の勤務する主たる 事業所 1 か所のみである。
- ※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)問31は削除する。
- 認知症専門ケア加算、認知症加算

問 20 認知症専門ケア加算(II)及び(看護)小規模多機能型居宅介護における認知症加算(I)の認知症介護指導者は、研修修了者であれば管理者でもかまわないか。

(答)

認知症介護指導者研修修了者であり、適切に事業所全体の認知症ケアの実施等を行っている場合であれば、その者の職務や資格等については問わない。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)問32は削除する。

〇 認知症専門ケア加算、認知症加算

問 21 認知症介護実践リーダー研修を修了していないが、都道府県等が当該研修修了者と同等の能力を有すると認めた者であって、認知症介護指導者養成研修を修了した者について、認知症専門ケア加算及び通所介護、地域密着型通所介護における認知症加算並びに(看護)小規模多機能型居宅介護における認知症加算(Ⅰ)・(Ⅱ)における認知症介護実践リーダー研修修了者としてみなすことはできないか。

(答)

- ・ 認知症介護指導者養成研修については認知症介護実践研修(認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修)の企画・立案に参加し、又は講師として従事することが予定されている者であることがその受講要件にあり、平成20年度までに行われたカリキュラムにおいては認知症介護実践リーダー研修の内容が全て含まれていたこと等の経過を踏まえ、認知症介護実践リーダー研修が未受講であっても当該研修を修了したものとみなすこととする。
- ・ 従って、認知症専門ケア加算(II)及び(看護)小規模多機能型居宅介護における認知症加算(II)については、加算対象となる者が20名未満の場合にあっては、平成20年度以前の認知症介護指導者養成研修を修了した者(認知症介護実践リーダー研修の未受講者)1名の配置で算定できることとし、通所介護、地域密着型通所介護における認知症加算については、当該者を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名の配置で算定できることとなる。
- ※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)問33は削除する。

〇 認知症専門ケア加算、認知症加算

問 22 例えば、平成 18 年度より全国社会福祉協議会が認定し、日本介護福祉士会等が 実施する「介護福祉士ファーストステップ研修」については、認知症介護実践リーダ 一研修相当として認められるか。

(答)

本加算制度の対象となる認知症介護実践リーダー研修については、自治体が実施又は 指定する研修としており、研修カリキュラム、講師等を審査し、適当と判断された場合に は認められる。

- ※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)問34は削除する。
- 認知症専門ケア加算、認知症加算

問 23 認知症介護実践リーダー研修修了者は、「痴呆介護研修事業の実施について」(平成 12年9月5日老発第623号)及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」(平成 12年10月25日老計第43号)において規定する専門課程を修了した者も含むのか。

(答)

含むものとする。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)問35は削除する。

2. (2) 1 通所介護等における入浴介助加算の見直し①

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】

- 通所介護等における入浴介助加算について、入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、 以下の見直しを行う。
 - ア 入浴介助に必要な技術の更なる向上を図る観点から、入浴介助加算(I)の 算定要件に、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助 に関する研修等を行うことを新たな要件として設ける。【告示改正】
 - イ 入浴介助加算(Ⅱ)の算定要件である、「医師等による、利用者宅浴室の環境評価・助言」について、人材の有効活用を図る観点 から、医師等に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示の下、ICT機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も 算定することを可能とする。【告示・通知改正】

加えて、利用者の居宅における自立した入浴への取組を促進する観点から、入浴介助加算(II)の算定要件に係る現行のQ&Aや 留意事項通知で示している内容を告示に明記し、要件を明確化する【告示改正】

単位数

<現行>

入浴介助加算(|) 40単位/日 55単位/日

入浴介助加算(Ⅱ)



<改定後> 変更なし

変更なし

算定要件等

- <入浴介助加算(I)>
 - 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。
 - 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。
- <入浴介助加算(Ⅱ)>(入浴介助加算(Ⅰ)の要件に加えて)
 - 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専 門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下「医師等」という。) が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身 又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福 祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医 師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏ま え、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。
 - ・ 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画 を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。
 - 上記の入浴計画に基づき、個浴(個別の入浴をいう。)又は利用者の居宅の状況に近い環境(利用者の居宅の浴室の手すりの位置や使用する 浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをい う。) で、入浴介助を行うこと。

2. (2) ① 通所介護等における入浴介助加算の見直し②

<入浴介助加算(I)>

通所介護事業所



入浴介助の実施

入浴介助を適切に行うことが できる人員及び設備を有して 行われる入浴介助であること。





研修等の実施

入浴介助を行う職員に対し、 入浴介助に関する研修等を 行うこと。







<入浴介助加算(Ⅱ)>入浴介助加算(I)の要件に加えて



<訪問可能な職種>

医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は<u>利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を</u>有する者

医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が評価・助言を行っても差し支えない

通所介護事業所

個別入浴計画を作成



機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成。なお、通所介護計画への記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。

個別に入浴を実施

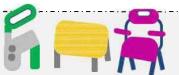


個浴又は利用者の居宅の状況に近い環境 (福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているもの)で、入浴介助を行う。

居宅介護支援事業所· 福祉用具販売事業所等

利用者宅の浴室が、利用者自身又は家族の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合

訪問した医師等が、介護支援専門員、 福祉用具専門相談員と連携し、福祉 用具の購入・住宅改修等環境整備等 を助言する。



【通所介護·地域密着型通所介護】

〇人員配置 ④看護職員の配置基準の緩和

問59 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約で確保した看護職員は、営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行う必要があるが、その場合どの程度の従事時間が必要か。また、事業所に駆けつけることができる体制とは、距離的にどの程度離れた範囲までを想定しているのか。

(答)

- ・ 健康状態の確認を行うために要する時間は、事業所の規模に応じて異なるため、一概に 示すことはできないが、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、 診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要がある。
- ・ また、事業所に駆けつけることができる体制に係る距離的概念については、地域の実情に応じて対応するため、一概に示すことはできないが、利用者の容態急変に対応できるよう契約先の病院、診療所又は訪問看護ステーションから適切に指示を受けることができる連絡体制を確保することでも密接かつ適切な連携を図っていることになる。
- ※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問50の修正。

(入浴介助加算の新規 QA)

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】

○ 入浴介助加算 (I) ①研修内容について

問 60 入浴介助に関する研修とは具体的にはどのような内容が想定されるのか。

(答)

- ・ 具体的には、脱衣、洗髪、洗体、移乗、着衣など入浴に係る一連の動作において介助 対象者に必要な入浴介助技術や転倒防止、入浴事故防止のためのリスク管理や安全管理 等が挙げられるが、これらに限るものではない。
- ・ なお、これらの研修においては、内部研修・外部研修を問わず、入浴介助技術の向上 を図るため、継続的に研修の機会を確保されたい。

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション】

○ 入浴介助加算(Ⅱ) ②情報通信機器等を活用した訪問方法について

問 61 情報通信機器等を活用した訪問する者(介護職員)と評価をする者(医師等)が 画面を通して同時進行で評価及び助言を行わないといけないのか。

(答)

情報通信機器等を活用した訪問や評価方法としては、必ずしも画面を通して同時進行で対応する必要はなく、医師等の指示の下、当該利用者の動作については動画、浴室の環境については写真にするなど、状況に応じて動画・写真等を活用し、医師等に評価してもらう事で要件を満たすこととしている。

(入浴介助加算の既存 QA 修正)

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション】

○ 入浴介助加算(Ⅱ)

問 62 入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者が居宅において利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことができるようになることを目的とするものであるが、この場合の「居宅」とはどのような場所が想定されるのか。

(答)

- ・ 利用者の自宅(高齢者住宅(居室内の浴室を使用する場合のほか、共同の浴室を使用する場合も含む。)を含む。)のほか、利用者の親族の自宅が想定される。なお、自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者にあっては、以下①~⑤をすべて満たすことにより、当面の目標として通所介護等での入浴の自立を図ることを目的として、同加算を算定することとしても差し支えない。
 - ① 通所介護等事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉 用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者が利用者の動作を評価する。
 - ② 通所介護等事業所において、自立して入浴することができるよう必要な設備(入浴に関する福祉用具等)を備える。
 - ③ 通所介護等事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、当該利用者の身体の状況や通所介護等事業所の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。
- ④ 個別の入浴計画に基づき、通所介護等事業所において、入浴介助を行う。
- ⑤ 入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。
- なお、通所リハビリテーションについても同様に取り扱う。
- ※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.8)(令和3年4月26日)問1の修正。

○ 入浴介助加算(Ⅱ)

問 63 入浴介助加算(II)について、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しく は介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉 用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関 する専門的知識及び経験を有する者が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用 者の動作及び浴室の環境を評価することとなっているが、この「住宅改修に関する専 門的知識及び経験を有する者」とはどのような者が想定されるか。

(答)

福祉・住環境コーディネーター2級以上の者等が想定される。なお、通所リハビリテーションについても同様に取扱う。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.8)(令和3年4月26日)問2の修正。

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション】

〇 所要時間による区分の取扱い

問 64 所要時間による区分の取り扱いとして、「降雪等の急な気象状況の悪化等により ~」としているが、急な気象状況の悪化等とは豪雨なども含まれるか。

(答)

降雪に限らず局地的大雨や雷、竜巻、ひょうなども含まれる。 例えば、急な気象状況 の悪化等により道路環境が著しく悪い状態等も含むこととして差し支えないため、都道 府県・市町村におかれては地域の実態に鑑み、対応されたい。

1. (7) ⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの 認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進

概要

【認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ 認知症の行動・心理症状(BPSD)の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、新たな加算を設ける。【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

認知症チームケア推進加算 (Ⅰ) 150単位/月 (新設) 認知症チームケア推進加算 (Ⅱ) 120単位/月 (新設)

※認知症専門ケア加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合においては、算定不可。

算定要件等

<認知症チームケア推進加算(I)>(新設)

- (1) 事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。
- (2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応(以下「予防等」という。)に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。
- (3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。
- (4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。

<認知症チームケア推進加算(Ⅱ)>(新設)

- (I)の(1)、(3)及び(4)に掲げる基準に適合すること。
- ・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。

老高発 0318 第 1 号 老認発 0318 第 1 号 老老発 0318 第 1 号 令和 6 年 3 月 18 日

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長 (公 印 省 略) 厚生労働省老健局認知症施策·地域介護推進課長 (公 印 省 略) 厚生労働省老健局老人保健課長 (公 印 省 略)

認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について

「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」(令和6年1月22日社会保障審議会介護給付費分科会)において、認知症の行動・心理症状(以下「BPSD」という。)の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、「認知症チームケア推進加算」を創設することとしたところです。

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)の一部改正並びに(留意事項通知の改正)に伴い、認知症チームケア推進加算における基本的な考え方や具体的な算定要件に対する考え方を下記のとおりお示しすることとしましたので、その内容について御了知いただくとともに、管内市町村及び介護サービス事業所・施設等に対して御周知いただきますよう、お願いいたします。

記

第1 認知症チームケア推進加算に関する基本的な考え方

(1) 認知症ケアについては、認知症である入所者または入居者(以下「入所

者等」という。)の尊厳を保持した適切な介護を提供することが、その目指すべき方向性である。入所者等に日頃から適切な介護が提供されることにより、BPSDの出現を予防し、出現時にも早期対応し重症化を防ぐことが可能となる。

- (2)本加算は、上記の目指すべき方向性を実現するため、配置要件になっている者が中心となった複数人の介護職員等から構成するチーム(以下、「チーム」という)を組んだうえで、日頃から認知症の入所者等に対して適切な介護を提供し、それにより、BPSDの予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを実施していることを評価するものである。
- (3) チームは、本加算の対象者である入所者等個人に対し計画的に BPSD の評価指標を用いて評価を実施し、その評価の結果に基づき、チームケアの計画を作成・実施すること。計画の作成にあたっては、評価の結果と整合性が取れた計画を、個々の入所者等の状態に応じて個別に作成することとし、画一的な計画とならないよう留意すること。また、ケアにおいて入所者等の尊厳が十分保持されるよう留意すること。
- (4) チームは、ケアの質の向上を図る観点から、チームケアを実施するにあたっては、対象者 1 人につき月 1 回以上の定期的なカンファレンスを開催し、BPSD を含めて個々の入所者等の状態を評価し、ケア計画策定、ケアの振り返り、状態の再評価、計画の見直し等を行うこと。なお、入所者等の状態の評価、ケア方針、実施したケアの振り返り等は別紙様式の「認知症チームケア推進加算・ワークシート」及び介護記録等に詳細に記録すること。その他、日々のケアの場面で心身の状態や環境等の変化が生じたとき等は、その都度カンファレンスを開催し、再評価、ケア方針の見直し等を行うこと。

第2 加算対象者

本加算の対象者である「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクII、III、IV又はMに該当する入所者等を指す。

第3 加算要件

(1) 認知症チームケア推進加算(I) 認知症チームケア推進加算(I) の要件にある「認知症の行動・心理症状の

予防及び出現時の早期対応(以下「予防等」という。)に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」を修了し、かつ、認知症チームケア推進研修(認知症である入所者等の尊厳を保持した適切な介護、BPSDの出現・重症化を予防するケアの基本的考え方を理解し、チームケアを実践することを目的とした研修をいう。以下同じ。)を修了した者を指す。

(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)

認知症チームケア推進加算(Ⅱ)の要件にある「認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を修了し、かつ、認知症チームケア推進研修を修了した者を指す。

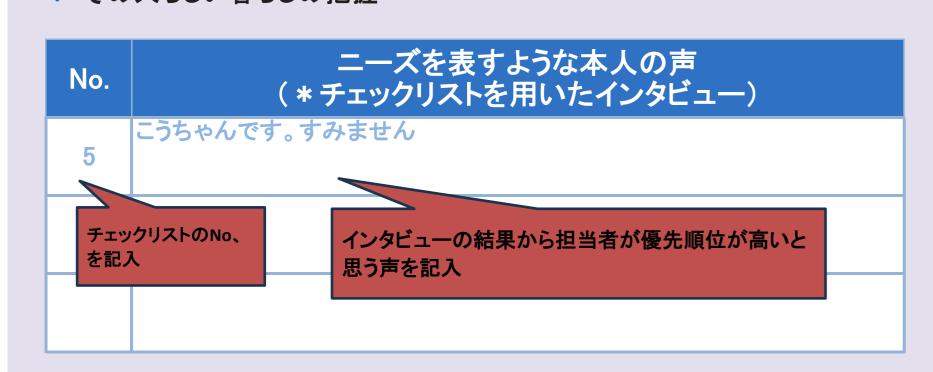
第4 その他

加算の対象となる入所者等の人数に応じ、一人の研修を修了した者が全てのチームに対応することが困難と考えられる場合は、複数の者が研修を修了することが望ましい。

以上

認知症チームケア推進加算 ワークシート(記入例) 氏名 年齢 80 歳 性別 男性 O女性 開催日 年月日検討メンバー 計 2名

1 その人らしい暮らしの把握



本人のニーズが表れているような普段の言動や行動

よく、「こうちゃんは?」「なおちゃんは?」と尋ねられる

*「こうちゃん」は息子、「なおちゃん」は、夫のこと(息子より)

2 BPSDと背景要因の分析

BPSDの背景要因として検討すべき項目に 🗵

健康状態•.	身体的ニーズ				その他の要因(え	活動•参加	扣 - 個	人要因など)	
□ 食事摂取量	ㅁ水	公摂取量			生きがい			役割	
☑ 睡眠状態 夕方疲れている様子がある	口	非 尿			趣味			好み	
口排便具体		み			外出			人間関係	
口皮膚の状態	してもよ ロ 選	動•動作			経済的状況			やる気・自信	
□ 視覚	□ 聪	遠覚			宗教行事			生活歴•人生史	
□ その他の健康・身体	要因				その他の要因				
()			()	
薬剤情報		着目し	t:BPS	SD(BPSD評化	西尺度)			環境	
□ ドネペジル(アリセプト®)		症状		具体的な	言動や行動			周囲の音・声	
□ ガランタミン(レミニール®)					ん、どこ?」と顔をしかめ			周囲のにおい	
□ リバスチグミン(リバスタッチ/ / イクセロンパッチ®)	パッチ®			コアを探して歩か	·116つ	_		気温・室温(暑い・寒い)	
_		PSDが出現しやすいま めて考えると、午後が多	場面 多い。おやつ以降から夕食までが多い					なじみの場所	
								なじみの関係	
		目したBPSDの背景!	目したBPSDの背景要因 「の人の言うことが良く分からず、普段の生活で疎外感を感じている。 上て午後の疲労も加わり、夫や息子が気になり、探して歩き始めるので					コミュニケーション 職員の言葉がよくわからない。	
□ その他の薬剤要因(抗精神病薬等 (周 加	えて午後の疲労も加わ						その他の環境要因	
	は	ないか。まずは、午後の	の疲労し	に焦点を当てて	はどうか。			()

3 その人らしい暮らしの実現プラン



夕方になっても疲労を感じず、落ち着いていられる

おやつの前の30分間程度、居室で横になり、休むように声をかける。

ケア計画実施に関連して 本人ができること 15時からおやつであることはわかる、時計を見て時間がわかる。

ケア計画実施に関連して 本人ができないこと 時計がいつもの場所(床頭台の上)にないと、時計が見つけられず、時間が分からなくなる時がある。

BPSD25Q	初回評価	取組後評価	BPSD25Qの重症度を 評価し、0~125までの
重症度合計点	25	15	一整数を入力

特記事項:認知機能や生活状況、環境などに関する上記以外の情報など

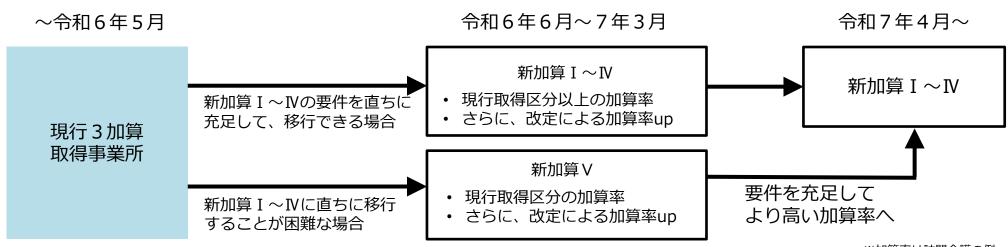
- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう 加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進 する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算につい て、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
 - ※ 一本化後の加算については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所 内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件 及び職場環境等要件を見直す。
 - ※ 令和6年度末までの経過措置期間を設け、加算率並びに月額賃金改善要件及び職場環境等要件に関する激変緩和措置を講じる。

加算率 (※)		 既存の)要件は黒字、新規・修正する要件は <mark>赤字</mark> '	対応する現行の加算等 (※)	新加算の趣旨
【24.5%】	新加算	Ι	新加算(II)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上 配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(I) 【13.7%】 b. 特定処遇加算(I) 【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	事業所内の経験・ 技能のある職員を 充実
【22.4%】	(介護職員等点	п	新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 <u>ゲループごとの配分ルール</u>【撤廃】 	a. 処遇改善加算(I) 【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ) 【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	総合的な職場環境 改善による職員の 定着促進
【18.2%】	員等処遇改善加	Ш	新加算(IV)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(I) 【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	資格や経験に応じ た昇給の仕組みの 整備
【14.5%】	加算)	IV	 新加算(IV)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 賃金体系等の整備及び研修の実施等 	a. 処遇改善加算(Ⅱ) 【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	介護職員の基本的 な待遇改善・ベー スアップ等

※:加算率は訪問介護のものを例として記載。職種間配分の柔軟化については令和6年4月から現行の介護職員処遇改善加算及び介護職員等処遇改善加算に適用。 なお、経過措置区分として、令和6年度末まで介護職員等処遇改善加算(V)(1)~(14)を設け、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、 今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにする。

現行制度から一本化後の介護職員等処遇改善加算への移行

- 現行の一本化後の新加算 I ~IVに直ちに移行できない事業所のため、激変緩和措置として、新加算 V (1~14)を令和 7 年 3 月までの間に限り設置。
- 新加算 V は、令和 6 年 5 月末日時点で、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算 (現行 3 加算)のうちいずれかの加算を受けている事業所が取得可能(新加算 I ~ IVのいずれかを取得している場合を除く。)。
- 新加算 V は、**現行 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持**した上で、**今般の改定による加算率の引上げを受ける**ことができるように する経過措置。
- 新加算 V の配分方法は、加算 I ~IVと同様、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。



※加算率は訪問介護の例。

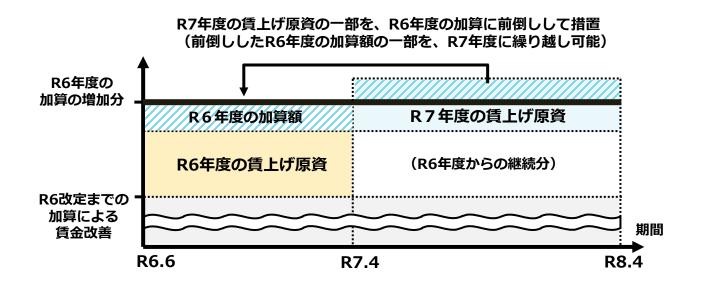
介護職員等処遇改善加算の 加算率及び算定要件	V (1)	V (2)	V (3)	V (4)	V (5)	V (6)	V (7)	V (8)	V (9)	V (10)	V (11)	V (12)	V (13)	V (14)
(対応する現行3加算の区分)	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
介護職員処遇改善加算	I	I	I	I	I	I	Ш	I	Ш	Ш	I	Ш	Ш	Ш
介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	I	II I	I	П П	I	П П	III	I 算定なし	Ш	II I	算定なし	П	Ⅲ 算定なし	

令和6・7年度の処遇改善加算の配分方法

- 介護現場で働く方々の賃上げへとつながるよう、事業所の過去の賃上げ実績をベースとしつつ、今般の報酬改定定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用を組み合わせることにより、今和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただくようお願いしている。
- こうした中で、今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置しており、<u>令和7年度分を前倒しして</u>、 賃上げいただくことも可能である。
 - ※ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、令和8年度予算編成過程で検討する。
 - ※ 前倒しした令和6年度の加算額の一部を、令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることも可。

(具体的な取扱い)

- 新加算の加算額については、令和6・7年度の2か年で全額が賃金改善に充てられていればよいこととする。
- ・ 令和6年度の加算額のうち、令和7年度に繰り越した部分については、その金額を令和6年度の計画書・実績報告書に記載した上で、令和7年度の計画書・実績報告書で、職員の賃金改善に充てることの計画・報告の提出を求めることとする。



賃上げ促進税制とは…

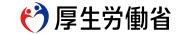
- 事業者が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を 法人税などから控除できる 制度。
- 大企業・中堅企 業は賃上げ額の 最大35%、中小 企業は最大45% を法人税などか ら控除できる。



(参考)介護職員等処遇改善加算の加算率(サービス類型ごと・令和6年度中)

(参考)令和6年5月までの加算率		1+41+5	1)+6)	2+61+4	2+4	1)+(5)	2+5	(2)+(4)	②+⑤	3+4		3+5	3+4		3+5	3+6		
(参考) 令和6年5月までの加昇率 (1) ② ③ ④ ⑤ ⑥	7	+6++6+	+7	+7 +7	+6+	+7	+6+	+7	+7	+6+	1)+7	+6+	+7	2)+7	+7	+7	3+7)

サービス区分	介護職	戦員処〕 加算	遇改善		戦員等 心遇改 で算	員等 ベース アップ	令和6 年度改 定にお ける加								介護晴	貴等処	见遇改	善加算	- -						
	I	П	Ш	I	П	士 怪 加	算率の引上げ	I	П	Ш	IV	V (1)	V (2)	(3)	V (4)	V (5)	V (6)	V (7)	(8)	V (9)	V (10)	V (11)	V (12)	V (13)	V (14)
訪問介護	13. 7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	2.1%	24. 5%	22. 4%	18. 2%	14. 5%	22. 1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14. 2%	13.9%	12. 1%	11.8%	10.0%	7.6%
夜間対応型訪問介護	13. 7%	10.0%	5.5%	6.3%	4. 2%	2.4%	2.1%	24. 5%	22. 4%	18. 2%	14. 5%	22. 1%	20.8%	20.0%	18. 7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14. 2%	13. 9%	12. 1%	11.8%	10.0%	7.6%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13. 7%	10.0%	5.5%	6.3%	4. 2%	2.4%	2.1%	24. 5%	22. 4%	18. 2%	14. 5%	22. 1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14. 2%	13. 9%	12. 1%	11.8%	10.0%	7. 6%
(介護予防)訪問入浴介護	5.8%	4. 2%	2.3%	2.1%	1.5%	1.1%	1.0%	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%	8.9%	8.4%	8.3%	7.8%	7.3%	6.7%	6.5%	6.8%	5.9%	5.4%	5.2%	4.8%	4.4%	3.3%
通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	8.1%	7.6%	7.9%	7.4%	6.5%	6.3%	5.6%	6.9%	5.4%	4.5%	5.3%	4.3%	4.4%	3.3%
地域密着型通所介護	5.9%	4. 3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	8.1%	7.6%	7.9%	7.4%	6.5%	6.3%	5.6%	6.9%	5.4%	4.5%	5.3%	4.3%	4.4%	3.3%
(介護予防)通所リハビリテーション	4. 7%	3.4%	1.9%	2.0%	1.7%	1.0%	0.9%	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%	7.6%	7.3%	7.3%	7.0%	6.3%	6.0%	5.8%	5.6%	5.5%	4.8%	4.3%	4.5%	3.8%	2.8%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	8. 2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%	1.3%	12.8%	12. 2%	11.0%	8.8%	11.3%	10.6%	10.7%	10.0%	9.1%	8.5%	7.9%	9.5%	7.3%	6.4%	7.3%	5.8%	6.1%	4.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	8. 2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%	1.3%	12.8%	12. 2%	11.0%	8.8%	11.3%	10.6%	10.7%	10.0%	9.1%	8.5%	7.9%	9.5%	7.3%	6.4%	7.3%	5.8%	6.1%	4. 6%
(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%	3.1%	2.4%	2.3%	2.3%	18.1%	17. 4%	15.0%	12. 2%	15.8%	15. 3%	15.1%	14.6%	13.0%	12.3%	11.9%	12. 7%	11. 2%	9.6%	9.9%	8.9%	8.8%	6.5%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	10. 2%	7. 4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%	1.5%	14.9%	14. 6%	13. 4%	10.6%	13. 2%	12. 1%	12.9%	11.8%	10.4%	10.1%	8.8%	11. 7%	8.5%	7.1%	8.9%	6.8%	7.3%	5.6%
看護小規模多機能型居宅介護	10. 2%	7. 4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%	1.5%	14. 9%	14. 6%	13. 4%	10.6%	13. 2%	12. 1%	12.9%	11.8%	10.4%	10.1%	8.8%	11. 7%	8.5%	7.1%	8.9%	6.8%	7.3%	5.6%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11. 1%	8. 1%	4.5%	3.1%	2.3%	2.3%	2.1%	18.6%	17. 8%	15. 5%	12.5%	16.3%	15. 6%	15.5%	14.8%	13.3%	12.5%	12.0%	13. 2%	11. 2%	9.7%	10. 2%	8.9%	8.9%	6.6%
介護福祉施設サービス	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	1.4%	14.0%	13. 6%	11. 3%	9.0%	12.4%	11. 7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4. 7%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	1.4%	14.0%	13. 6%	11.3%	9.0%	12. 4%	11. 7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4. 7%
(介護予防)短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	1.4%	14.0%	13. 6%	11.3%	9.0%	12.4%	11. 7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4. 7%
介護保健施設サービス	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%	0.7%	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%	6.7%	6.5%	6.3%	6.1%	5. 7%	5.3%	5.2%	4.6%	4.8%	4.4%	3.6%	4.0%	3.1%	2.3%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%	0.7%	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%	6.7%	6.5%	6.3%	6.1%	5. 7%	5.3%	5.2%	4.6%	4.8%	4.4%	3.6%	4.0%	3.1%	2.3%
(介護予防)短期入所療養介護(病院等 (老健以外))	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	0.5%	5.1%	4. 7%	3.6%	2.9%	4. 6%	4. 4%	4. 2%	4. 0%	3. 9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%
介護医療院サービス	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	0.5%	5.1%	4. 7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4. 2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%
(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	2.6%	1. 9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	0.5%	5.1%	4. 7%	3.6%	2. 9%	4. 6%	4. 4%	4. 2%	4. 0%	3. 9%	3.5%	3.5%	3.1%	3. 1%	3.0%	2.4%	2.6%	2. 0%	1.5%



※加算率は全て 訪問介護の例

「処遇改善加算」の制度が一本化(介護職員等処遇改善加算) され、加算率が引き上がります

介護職員の人材確保を更に推し進め、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、 処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引上げを行います。

新加算の算定要件は、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件、の3つです。令和7年度以降の新加算の完全施行までに、令和6年度のスケジュールを踏まえ、計画的な準備をお願いします。(6年度末まで経過措置期間)

令和6年5月まで

処遇改善加算	特定処遇改善	ベースアップ等	合計の 加算率
	I	有	22.4%
		なし	20.0%
I	п	有	20.3%
_		なし	17.9%
	なし	有	16.1%
	<i>a</i> 0	なし	13.7%
	I	有	18.7%
		なし	16.3%
п	п	有	16.6%
ш.		なし	14.2%
	なし	有	12.4%
	& U	なし	10.0%
	I	有	14.2%
	1	なし	11.8%
ш	п	有	12.1%
ш	ш	なし	9.7%
	なし	有	7.9%
	みし	なし	5.5%

令和6年6月から

介護職員等 処遇改善加算 (新加算) I 24.5% II 22.4% II 18.2% IV 14.5%

+新加算V

令和6年度中は必ず 加算率が上がる仕組み



-太化

要件を再編・統合

& 加算率引上げ

> 令和6年度中の経過措置(激変緩和措置) として、新加算V(1)~V(14)を設けます。

令和 6 年 6 月から令和 6 年度末までの経過措置区分として、現行 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるよう、新加算 $V(1)\sim V(14)$ を設けます。

(加算率22.1%~7.6%)

○ 今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用等を組み合わせることにより、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただくようお願いしています。



今般の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置しており、 $\frac{6}{1}$ 01年度分を前倒しして賃上げいただくことも可能。前倒しした令和16年度の加算額の一部を、 $\frac{6}{1}$ 1年度内に繰り越して賃金改善に充てることも可。

R7年度の賃上げ原資の一部を、R6年度の加算に前倒しして措置 (前倒ししたR6年度の加算額の一部を、R7年度に繰り越し可能) R6年度の加算の増加分 R6年度の賃上げ原資 R6年度の賃上げ原資 R6時度の賃上が原資 R6時度の賃上が原資 R6年度からの継続分) R6品を表する 「賃金改善 R7.4 R8.4

賃上げ促進税制とは…

- 事業者が賃上げを実施した場合に、 賃上げ額の一部を法人税などから控 除できる制度。
- 大企業・中堅企業は 賃上げ額の最大35%、 中小企業は最大45% を法人税などから控 除できる。



新加算を算定するためには・・・以下の3種類の要件を満たすことが必要です

キャリアパス要件

Ι ~Ⅲは根拠規程を書面で整備の上、 全ての介護職員に周知が必要

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 新加算 I ~ IV

キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系)

介護職員について、職位、職責、職務内容 等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた 賃金体系を整備する。

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I~IV

キャリアパス要件 II (研修の実施等)

- 介護職員の資質向上の目標や以下のいずれ かに関する具体的な計画を策定し、当該計画 に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。
 - a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、 介護職員の能力評価
 - b 資格取得のための支援(勤務シフトの調整、 休暇の付与、費用の援助等)

R6年度中は年度内の対応の誓約で可

キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組み)

- 介護職員について以下のいずれかの什組み を整備する。
 - a 経験に応じて昇給する仕組み
 - b 資格等に応じて昇給する仕組み
 - c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定 する什組み

R6年度中は月額8万円の改善でも可

キャリアパス要件IV (改善後の賃金額)

経験・技能のある介護職員のうち1人以上 は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以 上であること。



一 小規模事業所等で加算額全体が少額である 場合などは、適用が免除されます。

キャリアパス要件V(介護福祉士等の配置)

サービス類型ごとに一定割合以上の介護福 祉士等を配置していること。

月額賃金改善要件

R7年度から適用 I~IV

月額賃金改善要件 I

新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、 月給(基本給又は決まって毎月支払われる手 当)の改善に充てる。



現在、加算による賃金改善の多くを一時金で 行っている場合は、一時金の一部を基本給・毎 月の手当に付け替える対応が必要になる場合 があります。(賃金総額は一定のままで可)

現行ベア加算未算定の場合のみ適用

月額賃金改善要件Ⅱ

● 前年度と比較して、現行のベースアップ等加 算相当の加算額の3分の2以上の新たな基 本給等の改善(月給の引上げ)を行う。



新加算 I ~IVへの移行に伴い、現行ベア加 算相当が新たに増える場合、新たに増えた加 算額の3分の2以上、基本給・毎月の手当 の新たな引上げを行う必要があります。

職場環境等要件

R6年度中は区分ごと1以上、取組の具体的な内容の公表は不要

6の区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上、うち一部は必須)取り組む。 I • Ⅱ 情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。

R6年度中は全体で1以上

■・IV ● 6の区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上)取り組む。

※ 新加算 (I~V) では、加算による賃金改善の職種間配分ルールを統一します。 介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとしますが、 事業所内で柔軟な配分を認めます。

現行3加算から新加算への要件の推移

〈現行〉

〈一本化後〉

処遇改善加算 I ~Ⅲ

特定処遇改善加算 I · Ⅱ

ベースアップ等支援加算

新加算 I ~ IV (介護職員等処遇改善加算)

- R6年度中は現行の加算の要件等を継 続することも可能(激変緩和措置)
- その上で、一律に加算率を引上げ

R6.6

R7.4

事 業所 内 0

職

種 間

配

分

丰

ヤ

IJ

アパス要件

現行の処遇改善加算

▶ 介護職員のみに配分

現行の特定処遇改善加算

▶ 介護職員に重点配分

現行のベア加算

柔軟な配分が可能

R6.4以降、職種間配分ルールが 緩和されるため、加算全体を事業 所内で柔軟に配分することが可能

現行の処遇Ⅱ・Ⅲ

▶ 任用要件・賃金体系

> 研修の実施等

キャリアパス要件 I ~Ⅲの特例

R6年度中は、R6年度中(R7.3末 まで) に対応することの**誓約で可**

申請時点で未対応でも可

R6.4~5 (一本化施行前) も 同様に誓約で可

キャリアパス 要件Ⅰ・Ⅱ

キャリアパス 要件Ⅲ

現行の処遇 I

▶ 昇給の仕組み

現行の特定Ⅱ

改善後の賃金額の水準

キャリアパス 要件IV

現行の特定 I

介護福祉士の配置等

キャリアパス 要件V

している事業所は対応不要

既に加算を一定程度月額で配分

R6年度は猶予期間

月額賃金改善要件 I

現行のベア加算

加算額の2/3以上のベア等

月額賃金改善要件Ⅱ

現行ベア加算を未算定の事業所のみに適用

の 他

月額

件

現行の処遇・特定

職場環境等要件

R6年度は 従来のまま継続

職場環境等要件 R7.4から必要項目増



一対応が必要な要件は事業所によって異なりますが、キャリアパス要件 I ~ Ⅲ、 月額賃金改善要件Iは、加算を算定する全ての事業所に関係します。 各事業所で必要な対応・スケジュールは厚労省HPへ。



(参考1)新加算への移行の例

※加算率は全て 訪問介護の例

例①:キャリアパス要件や職種間配分ルールがネックとなっているケース

現行3加算の (加算3		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)
処遇改善加算	Ⅲ(5.5%)	• キャリアパス要件 I ~Ⅲの特例を活用 (処遇 I 相当)	
特定処遇改善加算	なし	• 職種間配分ルールの改正で上位移行が 可能に(特定 II 相当)	新加算 II (22.4%)
ベア加算	あり(2.4%)	加算率引上げ	

例2:ベースアップ等支援加算を取得していない事業所のケース

現行3加算の (加算3		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)
処遇改善加算	I (12.4%)	・ この機会に現行のベア加算を新規算定	÷C+0 <i>5</i> 5 +
特定処遇改善加算	II (5.5%)	・ この域芸に近りのくが加算を制成算と・ 加算率引上げ	新加算 Ⅱ (22.4%)
ベア加算	なし) 加 井 T JIエV	()

(参考2) 新加算等の申請等に係る提出物の提出期限一覧

提出書類	提出期限
計画書	4月15日 ※事業者等が、令和6年6月15日までに計画の変更を届け出た場合には、受け付けること。 ※補助金についても基本的に同様(ただし、提出期限は各都道府県において設定)。
体制届出 (体制等 状況一覧表)	現行3加算(4月・5月分)は、原則4月1日 ※指定権者において、4月15日まで延長可。また、期日を4月1日とする場合も、4月15日までは変更を受け付けること。 ※6月以降分(新加算)についても、4月分の体制届出と同じタイミング(4月1日~4月15日)で届出可能。
	新加算(6月以降分)は5月15日(居宅系)又は6月1日(施設系)
	※ただし、期日までに提出した届出の内容についても、6月15日までは変更可能。

(参考3) サービス類型ごとの加算率一覧

	サービス 区分	(夜間対 応型)訪 問介護、 定期巡回	(予防) 訪問入浴 介護	(地密) 通所介護		(地密) (予防) 特定施設 入居者生 活介護	(予防) 認知症対 応型通所 介護	(看護) (予防) 小規模多 機能型居 宅介護	認知症対 応型共同 生活介護	介護福祉 施 設 、	施 設 、 (予防) 短期入所 療養介護	介護 院、(短療 所) 所護 (別 原 人 の の の の の の の の の の の の の の の の の の
	新加算 I	24.5%	10.0%	9.2%	8.6%	12.8%	18.1%	14.9%	18.6%	14.0%	7.5%	5.1%
	新加算Ⅱ	22.4%	9.4%	9.0%	8.3%	12.2%	17.4%	14.6%	17.8%	13.6%	7.1%	4.7%
Ī	新加算Ⅲ	18.2%	7.9%	8.0%	6.6%	11.0%	15.0%	13.4%	15.5%	11.3%	5.4%	3.6%
	新加算IV	14.5%	6.3%	6.4%	5.3%	8.8%	12.2%	10.6%	12.5%	9.0%	4.4%	2.9%

※上記のほかに、現行3加算の加算率に今般の改定による加算率の引上げ分を上乗せした新加算V(1)~(4)を用意。

お問い合わせ先 厚生労働省相談窓口

(加算の一本化) 電話番号: 050-3733-0222

受付時間: 9:00~18:00 (土日含む)

計画書の様式や 各種の参考資料は 厚労省HPに掲載 (順次更新) ⇒



指定申請等に係る電子申請届出システムの導入について

介護サービスに係る指定等に関する申請届出について、厚生労働省が管理する「介護 サービス情報公表システム」の機能拡張により構築された「電子申請届出システム」 での受け付けを開始する予定です。

詳細については、導入時期が確定し次第、各事業所へメール等にて周知いたします。 (厚生労働省ウェブサイト:https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html)

■導入時期(予定)

令和6年9月 ※開始時期については、現段階の予定です。

■対象サービス

守山市が指定する全てのサービス

- ■対象手続き
- ·新規指定申請
- ・指定更新申請
- ・変更届出
- ・廃止・休止・再開届出
- ・加算届出

※原則として、電子申請届出システムにより受付となりますが、紙媒体による提出も可能とします。

システムの利用に必要な準備

1.対応ブラウザ

MicrosoftEdge、Safari、Chrome (最新バージョン推奨)

2.GビズID

GビズIDとは、デジタル庁が運用する法人・個人事業主向け共通認証システムで、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできます。当該システムをご利用するためには、GビズIDアカウントの取得が必須です。取得方法はGビズIDホームページをご確認ください。(GビズIDホームページ:https://gbiz-id.go.jp/top/)

3.登記情報提供サービス

登記情報提供サービスは、法務省が運用する、登記所が保有する登記情報をインターネットを使用してパソコンの画面上で確認できる有料サービスです。当該システムでの受付では、添付書類として必要な登記事項証明書を紙媒体に代わり、「登記情報提供サービス」で取得いただいた電子データでの提出で受付を可能といたします。※詳細については、登記情報提供サービスのホームページをご確認ください。

(登記情報提供サービスホームページ:https://www1.touki.or.jp/gateway.html)

令和6年度地域密着型サービス事業所の運営指導計画について

1 令和6年度運営指導計画

(1) 実施時期および指導内容

時期:令和6年4月から令和7年3月まで

内容:運営基準全般運営指導

(2) 検査方法

ア 定期検査

各事業所とも3年に1度実地検査を行うこととします。

イ 随時検査

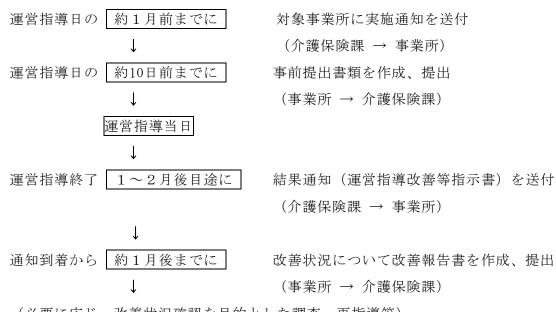
アにかかわらず、本市が必要と認める場合は検査を実施することがあります。

(3) 今年度予定(変更する場合があります)

月に1事業所または2事業所のペースで実施。

(実施日の約1月前に文書にて通知)

(4) 検査のスケジュール



(必要に応じ、改善状況確認を目的とした調査・再指導等)

2 業務管理体制について

(1)業務管理体制整備に関する届出

平成20年の介護保険法の改正により、平成21年5月1日から介護サービス事業者は、 法令遵守等の業務管理体制の整備および届出が義務付けられています。

(2) 検査の実施

本市では、指定取消事案等の不正行為を未然に防止するため、「守山市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱」を定め、すべての事業者を対象として原則6年に1回確認検査(一般検査)を実施します(1の運営指導にあわせて実施予定)。

確認検査は、対象となる事業者に対し事前に必要書類の提出を求める書面検査の方法 とし、国の検査指針をふまえて実施します。

なお、届出に不備が認められた場合には、事業者本部等へ立入検査を行う場合があります。

※業務管理体制検査には、一般検査と特別検査があるが、特別検査は指定取消処分相当事案が発覚した 事業者を対象とするものである(組織的関与の有無を調査)。

令和6年4月からの介護報酬算定に係る届出等について

1. 今後のスケジュールについて

適用開始時期が令和6年4月1日の場合

申 請 手 続 き	日程				
介護給付費算定に係る体制等に関	A50 (F 4 B 4 B (B) +				
する届出書	令和6年4月1日(月)まで				

2. 介護給付算定に係る体制等状況一覧表

介護給付算定に係る体制等状況一覧表は、全ての地域密着型(介護予防)サービス事業 所が提出を行ってください。なお、関係書類の提出につきましては、国から具体的な内容 について提示がない点がありますので、提示後にあらためて各事業所へ提出を依頼するも のとします。

(提出書類)

- (1) 介護給付費算定届連絡票
- (2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (3) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(変更箇所のみの記載ではなく、現在算定している加算についても記載してください。)
 - ※現在算定されている加算を引続き算定する場合の添付書類は省略可能とします。 ただし、算定要件が変更となる加算は添付書類が必要ですので、ご注意ください。

3. 指定内容変更届について

令和6年度の介護報酬改定に伴い、運営規程等の変更が想定されますので、遺漏なきよう手続きを行ってください。

また、運営規程やサービス提供時間等を変更された場合、重要事項説明書、利用契約書等についても改定が必要となる可能性がありますので、改定に漏れのないようご注意ください。

4. 指定関係の届出様式変更

令和6年4月1日より、指定関係の届出様式が全国統一の様式に変更となります。 新様式については、メールにて通知させていただき、守山市ホームページに掲載します。 ワムネット掲載 R6.3.18 情報化・システム関連 資料 一部抜粋

【事業所向け留意事項】

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について

今回の報酬改定に伴う新たな加算等の追加や廃止について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。届出が正しく行われない、または期日から遅れてしまう場合、事業所台帳に不備が生じたまま都道府県から国保連合会に提出されることや、提出が審査に間に合わないことから、事業所台帳不整備の結果、不当な請求の返戻等につながる恐れがある。このことから、介護サービス事業所は都道府県等が定める期限までに確実に届出を提出するよう留意されたい。

1.届出様式、届出項目に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。なお、新たに追加された届出項目等の他に、既存の届出項目について算定要件が変更されたものについては、改めて届出を行うこと。(詳細は別紙のとおり)

2.提出の期限等

4月及び6月の報酬算定に係る届出は、提出期限までに確実に都道府県等に提出すること。特に新規指定事業所においては、準備期間を考慮して早期に対応されたい。 なお、令和6年4月の届出を提出する際に令和6年6月以降分を併せて提出することとしても差し支えない。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項(令和6年4月)」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	11:訪問介護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:減算
	12:訪問入浴介護	「高齢者虐待防止措置実施の有無」	型」とみなす。
	15:通所介護		
	2 1 : 短期入所生活介護	「1:減算型」	
	22:短期入所療養介護	「2:基準型」	
	23:短期入所療養介護		
	2 A:短期入所療養介護	を新設	
	3 3 : 特定施設入居者生活介護		
	27:特定施設入居者生活介護(短		
	期利用型)		
	51:介護福祉施設サービス		
	52:介護保健施設サービス		
	55:介護医療院サービス		
	62:介護予防訪問入浴介護		
	2 4 : 介護予防短期入所生活介護		
	25:介護予防短期入所療養介護		
	2 6 : 介護予防短期入所療養介護		
	2 B:介護予防短期入所療養介護		
	35:介護予防特定施設入居者生		
	活介護		
	76:定期巡回・随時対応型訪問介		
	護看護		
	7 1:夜間対応型訪問介護		
	78:地域密着型通所介護		
	72:認知症対応型通所介護		
	73:小規模多機能型居宅介護		
	68:小規模多機能型居宅介護(短		
	期利用型)		
	32:認知症対応型共同生活介護		
	38:認知症対応型共同生活介護		
	(短期利用型)		
	36:地域密着型特定施設入居者		
	生活介護		
	28:地域密着型特定施設入居者		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	生活介護(短期利用型)		
	5 4 : 地域密着型介護老人福祉施		
	設入所者生活介護		
	77:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護)		
	79:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護・短期利用型)		
	7 4 : 介護予防認知症対応型通所		
	介護		
	75:介護予防小規模多機能型居		
	宅介護		
	6 9 : 介護予防小規模多機能型居		
	宅介護 (短期利用型)		
	37:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護		
	3 9 : 介護予防認知症対応型共同		
	生活介護(短期利用型)		
2	11:訪問介護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:非該
		「同一建物減算(同一敷地内建物等に	当」とみなす。
		居住する者への提供)」	
		「1:非該当」	
		「2:該当」	
		を新設	
3	11:訪問介護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:非該
		「同一建物減算(同一敷地内建物等に	当」とみなす。
		居住する者への提供(利用者 50 人以	
		上)),	
		「1:非該当」	
		「2:該当」	
		を新設	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
4	11:訪問介護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:非該
		「同一建物減算(同一敷地内建物等に	当」とみなす。
		居住する者への提供割合 90%以上)」	
		「1:非該当」	
		「2:該当」	
		(
	4 4 100 A 1#	を新設	
5	11:訪問介護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	21:短期入所生活介護	「口腔連携強化加算」	し」とみなす。
	22:短期入所療養介護 23:短期入所療養介護	「1:なし」	
	23. 短期人所療養力護 2A:短期入所療養介護	「2:あり」	
	24:介護予防短期入所生活介護	2.0071	
	25:介護予防短期入所療養介護	を新設	
	2 6:介護予防短期入所療養介護		
	 2 B:介護予防短期入所療養介護		
	7 6:定期巡回・随時対応型訪問介		
	護看護		
6	12:訪問入浴介護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	2 1 : 短期入所生活介護	「看取り連携体制加算」	し」とみなす。
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		-t- *r-*n	
		を新設	
7	15:通所介護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:減算
,	21:短期入所生活介護	「業務継続計画策定の有無」	型」とみなす。
	22:短期入所療養介護), (3), (1), (1), (1), (1), (1), (1), (1), (1	
	 2 3:短期入所療養介護	「1:減算型」	
	 2 A:短期入所療養介護	「2:基準型」	
	33:特定施設入居者生活介護		
	27:特定施設入居者生活介護(短	を新設	
	期利用型)		
	51:介護福祉施設サービス		
	52:介護保健施設サービス		
	55:介護医療院サービス		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	2 4:介護予防短期入所生活介護		
	25:介護予防短期入所療養介護		
	2 6 : 介護予防短期入所療養介護		
	2 B:介護予防短期入所療養介護		
	3 5 : 介護予防特定施設入居者生		
	活介護		
	78:地域密着型通所介護		
	7 2 : 認知症対応型通所介護		
	73:小規模多機能型居宅介護		
	68:小規模多機能型居宅介護(短		
	期利用型)		
	3 2 : 認知症対応型共同生活介護		
	38:認知症対応型共同生活介護		
	(短期利用型)		
	3 6 : 地域密着型特定施設入居者		
	生活介護		
	28:地域密着型特定施設入居者		
	生活介護 (短期利用型)		
	5 4 : 地域密着型介護老人福祉施		
	設入所者生活介護		
	77:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護)		
	79:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護・短期利用型)		
	7 4 : 介護予防認知症対応型通所		
	介護		
	75:介護予防小規模多機能型居		
	宅介護		
	69:介護予防小規模多機能型居		
	宅介護 (短期利用型)		
	37:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護		
	39:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護(短期利用型)		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
8	2 1:短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	22:短期入所療養介護	「生産性向上推進体制加算」	し」とみなす。
	23:短期入所療養介護		
	2 A:短期入所療養介護	「1:なし」	
	3 3 : 特定施設入居者生活介護	「2:加算」	
	27:特定施設入居者生活介護(短	「3:加算」	
	期利用型)		
	5 1:介護福祉施設サービス	を新設	
	52:介護保健施設サービス		
	55:介護医療院サービス		
	2 4 : 介護予防短期入所生活介護		
	25:介護予防短期入所療養介護		
	26:介護予防短期入所療養介護		
	2 B:介護予防短期入所療養介護		
	3 5 : 介護予防特定施設入居者生		
	活介護		
	73:小規模多機能型居宅介護		
	68:小規模多機能型居宅介護(短		
	期利用型)		
	3 2 : 認知症対応型共同生活介護		
	38:認知症対応型共同生活介護		
	(短期利用型)		
	3 6 : 地域密着型特定施設入居者		
	生活介護		
	28:地域密着型特定施設入居者		
	生活介護(短期利用型)		
	5 4 : 地域密着型介護老人福祉施		
	設入所者生活介護		
	77:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護)		
	79:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護・短期利用型)		
	7 5 : 介護予防小規模多機能型居		
	宅介護		
	69:介護予防小規模多機能型居		
	宅介護 (短期利用型)		
	37:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	39:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護(短期利用型)		
			±\1
9	23:短期入所療養介護	「施設等の区分」欄の 「3:認知症疾患型」	なし。
		「8:ユニット型認知症疾患型」	
		「B:認知症経過型」	
		0. 邮外正性过来。	
		を廃止	
1 0	3 3 : 特定施設入居者生活介護	「その他該当する体制等」欄の	「3:加算」に該当する場合は、
	27:特定施設入居者生活介護(短	「夜間看護体制」	新たな加算の届出が必要となる。
	期利用型)	を	既存届出内容が「2:対応可」で、
	3 6 : 地域密着型特定施設入居者	「夜間看護体制加算」	新たな届出がない場合は「2:加算
	生活介護		」とみなす。
		に名称変更し	(注)基本的に届出を行うよう指
	生活介護(短期利用型)		導する点に留意が必要。
		「1:対応不可」	
		「2:対応可」 を	
		で 「1:なし」	
		「3:加算」	
		「2:加算」	
		に変更	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1 1	3 3 : 特定施設入居者生活介護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	27:特定施設入居者生活介護(短	「高齢者施設等感染対策向上加算」」	し」とみなす。
	期利用型)		
	51:介護福祉施設サービス	「1:なし」	
	52:介護保健施設サービス	「2:あり」	
	55:介護医療院サービス		
	35:介護予防特定施設入居者生	を新設	
	活介護		
	3 2 : 認知症対応型共同生活介護		
	38:認知症対応型共同生活介護		
	(短期利用型)		
	3 6 : 地域密着型特定施設入居者		
	生活介護		
	28:地域密着型特定施設入居者		
	生活介護(短期利用型)		
	5 4 : 地域密着型介護老人福祉施		
	設入所者生活介護		
	37:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護		
	39:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護(短期利用型)		
1 2	33:特定施設入居者生活介護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	27:特定施設入居者生活介護(短	「高齢者施設等感染対策向上加算」」	し」とみなす。
	期利用型)	F. 4 . 45 I	
	51:介護福祉施設サービス	「1:なし」	
	52:介護保健施設サービス	「2:あり」	
	55:介護医療院サービス	+ †r≐n	
	35:介護予防特定施設入居者生活介護	を新設	
	/ ^{/ / / / i i i i i i i i i i i i i i i}		
	38:認知症対応型共同生活介護		
	30.00000000000000000000000000000000000		
	(短期利用室) 36:地域密着型特定施設入居者		
	3 0 . 地域出有坚何定爬破八后有 生活介護		
	土冶月曜 28:地域密着型特定施設入居者		
	2 6 . 地域出有型符定施設入后有 生活介護(短期利用型)		
	至石八暖(应知利用至) 54:地域密着型介護老人福祉施		
	3 4 . 地域出有室川暖宅八幅恒旭 設入所者生活介護		
	15/ V// 日上/日// 15		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	37:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護		
	39:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護 (短期利用型)		
1 3	43:居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の	(注)要件の見直しを踏まえ、新し
		「情報通信機器等の活用等の体制」	い要件に即して届け出を行うよう
		を	留意が必要。
		「ケアプランデータ連携システムの	
		活用及び事務職員の配置の体制」	
		に名称変更	
1 4	51:介護福祉施設サービス	「その他該当する体制等」欄の	「3:加算 」「4:加算 」「5:
	5 4 : 地域密着型介護老人福祉施	「個別機能訓練加算」	加算」に該当する場合は、新たな
	設入所者生活介護		加算の届出が必要となる。
		「1:なし」	既存届出内容が「2:あり」で、新
		「2:あり」	たな届出がない場合は「1:なし」
		を	とみなす。
		「1:なし」	(注)要件の見直しを踏まえ、新し
		「3:加算 」	い要件に即して届け出を行うよう
		「4:加算 」	留意が必要。
		「5:加算 」	
4 -	F 4 . 人 + 並 4 = 4.1 4 左 + 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ころのルギルナス 佐加笠 棚の	## # DIII 20 # 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2
1 5	51:介護福祉施設サービス	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	52:介護保健施設サービス	「認知症チームケア推進加算」	し」とみなす。
	55:介護医療院サービス	[1.+)	
	32:認知症対応型共同生活介護	「1:なし」	
	54:地域密着型介護老人福祉施		
	設入所者生活介護	「3:加算 」	
	37:介護予防認知症対応型共同	大·红·凯	
	生活介護	を新設	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1 6	52:介護保健施設サービス	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
		「認知症短期集中リハビリテーション実施加	し」とみなす。
		算」	
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		を新設	
1 7	52:介護保健施設サービス	「その他該当する体制等」欄の	「3:加算」に該当する場合は、
		「リハビリ計画書情報加算」 	新たな加算の届出が必要となる。
			既存届出内容が「2:あり」で、新
		「1:なし」	たな届出がない場合は「2:加算
		「2:あり」 	」とみなす。
		を 「1:なし」	
		「3:加算」	
		- 1 2007	
		に変更	
1 8	53:介護療養施設サービス	「提供サービス」欄の	なし。
		「53:介護療養施設サービス」	
		を廃止	
1 9	55:介護医療院サービス	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
		「リハビリテーション・口腔・栄養	し」とみなす。
		に係る計画の提出」	
		「1:なし」	
		・	
		2 · 连子原法 注 /] 「 3 :作業療法 注 7 」	
		「4:言語聴覚療法 注5」	
		を新設	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
2 0	64:介護予防訪問リハビリテー	「その他該当する体制等」欄の	なし。
	ション	「事業所評価加算〔申出〕の有無」	
	66:介護予防通所リハビリテー		
	ション	を廃止	
2 1	26:介護予防短期入所療養介護	「施設等の区分」欄の	なし。
		「3:認知症疾患型」	
		「8:ユニット型認知症疾患型」	
		「B:認知症経過型」	
		を廃止	
		C.H.II.	
2 2		 「施設等の区分」欄の	│ │ 従来の届出内容に関わらず、算定
		「1:地域包括支援センター」	を行うためには、新たな施設等の
		「 2 :居宅介護支援事業者 」	区分の届出が必要となる。
		を新設	
2 3	76:定期巡回・随時対応型訪問介	「その他該当する体制等」欄の	「3:加算」に該当する場合は、
	護看護	「緊急時訪問看護加算」	新たな加算の届出が必要となる。
			既存届出内容が「2:あり」で、新
		「1:なし」	たな届出がない場合は「2:加算
		「2:あり」 *	」とみなす。
		を 「1:なし」	(注)基本的に届出を行うよう指 導する点に留意が必要。
		「3:加算」	守ッる川に田忌川火安。
		「2:加算」	
		_ · //n= 2T _ 1	
		に変更	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
2 4	76:定期巡回・随時対応型訪問介	「その他該当する体制等」欄の	「3:加算」に該当する場合は、
	護看護	「総合マネジメント体制強化加算」	新たな加算の届出が必要となる。
	73:小規模多機能型居宅介護		既存届出内容が「2:あり」で、新
	77:複合型サービス(看護小規模	「1:なし」	たな届出がない場合は「2:加算
	多機能型居宅介護)	「2:あり」	」とみなす。
	75:介護予防小規模多機能型居	を	(注)基本的に届出を行うよう指
	宅介護	「1:なし」	導する点に留意が必要。
		「3:加算 」	
		「2:加算 」	
		に変更	
2 5	78:地域密着型通所介護	「施設等の区分」欄の	「3:療養通所介護事業所(短期利
		「3:療養通所介護事業所(短期利用	用型)」に該当する場合は、新たな
		型)」	施設等の区分の届出が必要とな
			ప .
		を新設	
2 6	78:地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
		「重度者ケア体制加算」	し」とみなす。
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		を新設	
	ᄀᄋᆞᄔᄔᅷᇶᆇᄑᄡᆇᄄᄼᆇ		
2 7	78:地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の	「9:加算 イ(八の場合)」「A:
		「サービス提供体制強化加算」 	加算 口(八の場合)」に該当する
			場合は、新たな加算の届出が必要
		「9:加算 イ(八の場合)」	となる。
		「A:加算 ロ(八の場合)」	
		 を追加	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
2 8	73:小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	77:複合型サービス(看護小規模	「認知症加算」	し」とみなす。
	多機能型居宅介護)		
		「1:なし」	
		「2:加算 」	
		「3:加算 」	
		を新設	
2 9	3 2 : 認知症対応型共同生活介護	「その他該当する体制等」欄の	既存届出内容が「2:加算)」で、
	38:認知症対応型共同生活介護	「医療連携体制加算」	新たな届出がない場合は「2:加算
	(短期利用型)	を	イ」とみなし、既存届出内容が
		「医療連携体制加算」	「3:加算」で、新たな届出がな
			い場合は「3:加算 口」とみなし、
		に名称変更し	「4:加算」で、新たな届出がな
			い場合は「4:加算 ハ」とみなす。
		「1:なし」	(注)基本的に届出を行うよう指
		「2:加算」	導する点に留意が必要。
		「3:加算」	
		「4:加算 」	
		を	
		「1:なし」	
		「2:加算 イ」	
		「3:加算 口」	
		「4:加算 八」	
3 0	32:認知症対応型共同生活介護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	38:認知症対応型共同生活介護	「医療連携体制加算」」	し」とみなす。
	(短期利用型)	[4 . ts]	
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		★·红色	
		を新設	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
3 1	77:複合型サービス(看護小規模	「その他該当する体制等」欄の	(注)要件の見直しを踏まえ、新し
	多機能型居宅介護)	「緊急時訪問看護対応加算」	い要件に即して届け出を行うよう
		を	留意が必要。
		「緊急時対応加算」	
		に名称変更	
3 2	77:複合型サービス(看護小規模	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	多機能型居宅介護)	「専門管理加算」	し」とみなす。
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		を新設	
3 3	77:複合型サービス(看護小規模	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	多機能型居宅介護)	「遠隔死亡診断補助加算」	し」とみなす。
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		± ±c÷⊓	
		を新設	

「既存のサービス事業所の届出留意事項(令和6年6月)」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	11:訪問介護	「その他該当する体制等」欄の	既存届出内容がいずれの場合も新
	12:訪問入浴介護	「介護職員処遇改善加算」	たな届出がない場合は「1:なし」
	15:通所介護	を	とみなす。
	16:通所リハビリテーション	「介護職員等処遇改善加算」	(注)要件の見直しを踏まえ、新し
	2 1 : 短期入所生活介護		い要件に即して届け出を行うよう
	22:短期入所療養介護	に名称変更し	留意が必要。
	23:短期入所療養介護		
	2 A:短期入所療養介護	「1:なし」	
	3 3 : 特定施設入居者生活介護	「6:加算 」	
	27:特定施設入居者生活介護(短	「5:加算 」	
	期利用型)	「2:加算 」	
	51:介護福祉施設サービス	を	
	52:介護保健施設サービス	「1:なし」	
	55:介護医療院サービス	「7:加算」	
	62:介護予防訪問入浴介護	「8:加算 」	
	66:介護予防通所リハビリテー	「9:加算」	
	ション	「A:加算 」	
	2 4:介護予防短期入所生活介護	「B:加算 (1)」	
	25:介護予防短期入所療養介護	「C:加算 (2)」	
	26:介護予防短期入所療養介護	「D:加算 (3)」	
	2 B:介護予防短期入所療養介護	「E:加算 (4)」	
	3 5 : 介護予防特定施設入居者生	「F:加算 (5)」	
	活介護	「G:加算 (6)」	
	76:定期巡回・随時対応型訪問介	「H:加算 (7)」	
	護看護	「」:加算 (8)」	
	7 1:夜間対応型訪問介護	「K:加算 (9)」	
	78:地域密着型通所介護	「L:加算 (10)」	
	7 2 : 認知症対応型通所介護	「M:加算 (1 1)」	
	73:小規模多機能型居宅介護	「N:加算 (12)」	
	68:小規模多機能型居宅介護(短	「 P :加算 (1 3)」	
	期利用型)	「R:加算 (1 4)」	
	3 2 : 認知症対応型共同生活介護	に変更	
	38:認知症対応型共同生活介護		
	(短期利用型)		
	3 6 : 地域密着型特定施設入居者		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	生活介護		
	28:地域密着型特定施設入居者		
	生活介護(短期利用型)		
	5 4 :地域密着型介護老人福祉施		
	設入居者生活介護		
	77:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護)		
	79:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護・短期利用型)		
	7 4 : 介護予防認知症対応型通所		
	介護		
	75:介護予防小規模多機能型居		
	宅介護		
	69:介護予防小規模多機能型居		
	宅介護 (短期利用型)		
	37:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護		
	39:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護 (短期利用型)		
2	11:訪問介護	「その他該当する体制等」欄の	なし。
	12:訪問入浴介護	「介護職員等特定処遇改善加算」	
	15:通所介護	「介護職員等ベースアップ等支援加	
	16:通所リハビリテーション	算」	
	2 1:短期入所生活介護		
	22:短期入所療養介護	を廃止	
	23:短期入所療養介護		
	2 A:短期入所療養介護		
	3 3 : 特定施設入居者生活介護		
	27:特定施設入居者生活介護(短		
	期利用型)		
	51:介護福祉施設サービス		
	52:介護保健施設サービス		
	55:介護医療院サービス		
	62:介護予防訪問入浴介護		
	66:介護予防通所リハビリテー		
	ション		
	2 4 : 介護予防短期入所生活介護		
	25:介護予防短期入所療養介護		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	2 6 : 介護予防短期入所療養介護		
	2 B:介護予防短期入所療養介護		
	35:介護予防特定施設入居者生		
	活介護		
	76:定期巡回・随時対応型訪問介		
	護看護		
	7 1:夜間対応型訪問介護		
	78:地域密着型通所介護		
	7 2 : 認知症対応型通所介護		
	73:小規模多機能型居宅介護		
	68:小規模多機能型居宅介護(短		
	期利用型)		
	3 2 : 認知症対応型共同生活介護		
	38:認知症対応型共同生活介護		
	(短期利用型)		
	3 6 : 地域密着型特定施設入居者		
	生活介護		
	28:地域密着型特定施設入居者		
	生活介護(短期利用型)		
	5 4 : 地域密着型介護老人福祉施		
	設入居者生活介護		
	77:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護)		
	79:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護・短期利用型)		
	7 4 : 介護予防認知症対応型通所		
	介護		
	75:介護予防小規模多機能型居		
	宅介護		
	69:介護予防小規模多機能型居		
	宅介護(短期利用型)		
	37:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護		
	39:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護(短期利用型)		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
3	13:訪問看護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:減算
	14:訪問リハビリテーション	「高齢者虐待防止措置実施の有無」	型」とみなす。
	16:通所リハビリテーション		
	63:介護予防訪問看護	「1:減算型」	
	64:介護予防訪問リハビリテー	「2:基準型」	
	ション		
	66:介護予防通所リハビリテー	を新設	
	ション		
4	13:訪問看護	「その他該当する体制等」欄の	「3:加算」に該当する場合は、
		「緊急時訪問看護加算」	新たな加算の届出が必要となる。
			既存届出内容が「2:あり」で、新
		「1:なし」	たな届出がない場合は「2:加算
		「2:あり」	」とみなす。
		を	(注)基本的に届出を行うよう指
		「1:なし」	導する点に留意が必要。
		「3:加算 」	
		「2:加算」	
		に変更	
5	13:訪問看護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	63:介護予防訪問看護	「専門管理加算」	し」とみなす。
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		を新設	
_	4.0 \$100.7.14	F = _ // 44-1/ // 4-/4	***
6	13:訪問看護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
		「遠隔死亡診断補助加算」 	し」とみなす。
		[4.+5]	
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		 を新設	
		(全利)取	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
7	13:訪問看護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	14:訪問リハビリテーション	「口腔連携強化加算」	し」とみなす。
	63:介護予防訪問看護		
	64:介護予防訪問リハビリテー	「1:なし」	
	ション	「2:あり」	
		を新設	
8	14:訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の	既存届出内容が「3:加算Aイ」で、
		「リハビリテーションマネジメント加算」	新たな届出がない場合は「3:加算
			イ」とみなし、既存届出内容が「6:
		「1:なし」	加算A口」で、新たな届出がない場
		「3:加算Aイ」	合は「6:加算口」とみなす。
		「6:加算A口」	既存届出内容が「4:加算Bイ」
		「4:加算Bイ」	「 7:加算Bロ」で、新たな届出が
		「7:加算Bロ」	ない場合は「1:なし」とみなす。
		を	(注)要件の見直しを踏まえ、新し
		「1:なし」	い要件に即して届け出を行うよう
		「3:加算イ」	留意が必要。
		「6:加算口」	
		に変更	
9	16:通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の	既存届出内容が「3:加算Aイ」で、
		「リハビリテーションマネジメント加算」	新たな届出がない場合は「3:加算
			イ」とみなし、既存届出内容が「6:
		「1:なし」	加算AD」で、新たな届出がない場
		「3:加算Aイ」	合は「6:加算口」とみなす。
		「6:加算A口」	既存届出内容が「4:加算Bイ」
		「4:加算Bイ」	「7:加算Bロ」で、新たな届出が
		「7:加算Bロ」	ない場合は「1:なし」とみなす。
		を	(注)要件の見直しを踏まえ、新し
		「1:なし」	い要件に即して届け出を行うよう
		「3:加算イ」	留意が必要。
		「6:加算口」	
		「8:加算八」	
		に変更	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1 0	14:訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	16:通所リハビリテーション	「リハピリテーションマネジメント加算に係	し」とみなす。
		る医師による説明」	
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		2.0071	
		を新設	
1 1	3 1 : 居宅療養管理指導	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	3 4 : 介護予防居宅療養管理指導	「医療用麻薬持続注射療法加算」	し」とみなす。
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		を新設	
		C-97111X	
1 2	3 1:居宅療養管理指導	┃ 「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	34:介護予防居宅療養管理指導	「在宅中心静脈栄養法加算」	し」とみなす。
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		+ vr≐n	
		を新設	
1 3	16:通所リハビリテーション	│ 「施設等の区分」欄の	なし。
		 「5:大規模の事業所()(病院・診療	
		所)」	
		「8:大規模の事業所()(介護老人	
		保健施設)」	
		「B:大規模の事業所()(介護医療	
		院)」	
		「 6:大規模の事業所()(病院・診療 所)」	
		^^/)	
		保健施設)」	
		「 C : 大規模の事業所()(介護医療	
		院)」	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
		を廃止	
1 4	16:通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄の 「D:大規模の事業所(病院・診療所)」 「E:大規模の事業所(介護老人保健施設)」 「F:大規模の事業所(介護医療院)」 「G:大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」 「H:大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」 「J:大規模の事業所(特例)(介護医療院)」	「D:大規模の事業所(病院・診療所)」「E:大規模の事業所(介護老人保健施設)」「F:大規模の事業所(介護を 人保健施設)」「G:大規模の事業所(介護医療院)」「G:大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」「H:大規模の事業所(特例)(介護を人保健施設)」「J:大規模の事業所(特例)(介護医療院)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
4.5		を新設	
1 5	16:通所リハビリテーション 66:介護予防通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」 「1:減算型」	新たな届出がない場合は「1:減算型」とみなす。
		「2:基準型」	
1 6	21:短期入所生活介護22:短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄の 「併設本体施設における介護職員等	(注)要件の見直しを踏まえ、新し い要件に即して届け出を行うよう
	23:短期入所療養介護 2A:短期入所療養介護 24:介護予防短期入所生活介護	特定処遇改善加算 の届出状況」 を 「併設本体施設における介護職員等	留意が必要。
	25:介護予防短期入所療養介護 26:介護予防短期入所療養介護	・ 併設本体施設にありるが護職員等処遇改善加算 の届出状況」	
	2 B:介護予防短期入所療養介護	に名称変更	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1 7	63:介護予防訪問看護	「その他該当する体制等」欄の	「3:加算」に該当する場合は、
		「緊急時介護予防訪問看護加算」	新たな加算の届出が必要となる。
			既存届出内容が「2:あり」で、新
		「1:なし」	たな届出がない場合は「2:加算
		「2:あり」	」とみなす。
		を	(注)基本的に届出を行うよう指
		「1:なし」	導する点に留意が必要。
		「3:加算 」	
		「2:加算 」	
		に変更	
1 8	66:介護予防通所リハビリテー	「その他該当する体制等」欄の	なし。
	ション	「運動器機能向上体制」	
		を廃止	
1 9	66:介護予防通所リハビリテー	「その他該当する体制等」欄の	(注)要件の見直しを踏まえ、新し
	ション	「選択的サービス複数実施加算」	い要件に即して届け出を行うよう
		を	留意が必要。
		「一体的サービス提供加算」	
		に名称変更	